

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日

2013年7月18日(18.07.2013)

(10) 国際公開番号

WO 2013/105431 A1

(51) 国際特許分類:

A47L 9/10 (2006.01) A47L 9/28 (2006.01)

(21) 国際出願番号:

PCT/JP2012/083512

(22) 国際出願日:

2012年12月25日(25.12.2012)

(25) 国際出願の言語:

日本語

(26) 国際公開の言語:

日本語

(30) 優先権データ:

特願 2012-005528 2012年1月13日(13.01.2012) JP
 特願 2012-005520 2012年1月13日(13.01.2012) JP
 特願 2012-005527 2012年1月13日(13.01.2012) JP
 特願 2012-005523 2012年1月13日(13.01.2012) JP
 特願 2012-005518 2012年1月13日(13.01.2012) JP
 特願 2012-005537 2012年1月13日(13.01.2012) JP

(71) 出願人: シャープ株式会社(SHARP KABUSHIKI KAISHA) [JP/JP]; 〒5458522 大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号 Osaka (JP).

(72) 発明者: 矢戸 佑毅(YATO, Yuki). 井上 健一郎 (INOUE, Kenichiro).

(74) 代理人: 野河 信太郎, 外(NOGAWA, Shintaro et al.); 〒5300047 大阪府大阪市北区西天満5丁目16-3 西天満ファイブビル 野河特許事務所 Osaka (JP).

(81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.

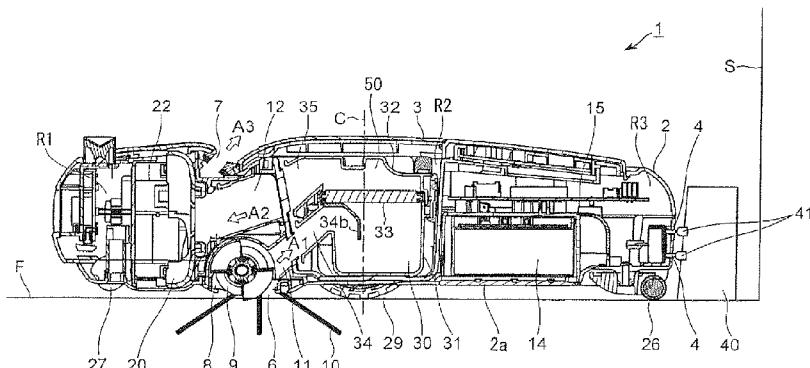
(84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:

— 国際調査報告(条約第21条(3))

(54) Title: DUST COLLECTION DEVICE

(54) 発明の名称: 集塵装置



(57) Abstract: A dust collection device provided with a dust collection container (31) for storing dust, an inlet (31a) through which the dust sucked in from a suction inlet (6) at the bottom of a vacuum cleaner flows to the dust collection container (31) along with air, an introduction plate (34b) for guiding the dust and air that flowed into the dust collection container (31), and a filter unit (33) for capturing the dust by letting the air pass through the filter unit (33), wherein: the dust collection container (31) has a bottom part (31x1), a side wall part (31x2) which rises from the peripheral edge of the bottom part (31x1) and of which a portion constitutes the edge part of the inlet (31a), and an opening (31d) of which the circumference is delimited by means of the side wall part (31x2) and on which the filter unit (33) is disposed; and the introduction plate (34b) is disposed in the vicinity of the inlet (31a) on the inner surface of the side wall part (31x2) and guides the air flow that flowed into the dust collection container (31) from the inlet (31a) toward the bottom part (31x1).

(57) 要約:

[続葉有]



塵埃を収容する集塵容器(31)と、掃除機の底部の吸込口(6)から吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器(31)に流入させる流入口(31a)と、集塵容器(31)に流入した塵埃と空気とを案内する導入板(34b)と、その空気を通して塵埃を捕集するフィルタ部(33)とを備え、集塵容器(31)は、底部(31x1)と、底部(31x1)の周縁から立ち上ると共に一部が流入口(31a)の縁部を構成する側壁部(31x2)と、側壁部(31x2)により周が規定されると共にフィルタ部(33)が配置される開口部(31d)とを有してなり、導入板(34b)は、側壁部(31x2)内面における流入口(31a)の近傍に配置されて流入口(31a)から集塵容器(31)内へ流入した気流を底部(31x1)側へ案内する集塵装置。

明 細 書

発明の名称：集塵装置

技術分野

[0001] この発明は、集塵装置に関し、詳しくは、自走式掃除機に適した集塵装置に関する。

背景技術

[0002] 一般に、床面等の塵埃を清掃するための掃除機は、空気を吸引し、吸引した空気中の塵埃を捕集して集塵するように構成されている。

その集塵方式としては、フィルタを兼用する着脱可能な袋を設け、該袋に塵埃が一杯になると新しい袋と交換する方式が主流である。

この方式では交換用の新しい袋がなければ掃除機を利用できなくなるため、ユーザーは常に新しい袋を交換用にストックしておく必要がある。

[0003] これに対し、吸引した空気を遠心分離することにより塵埃を集塵するエアーサイクロン方式の掃除機が提案され、実施されている。この方式の掃除機では遠心分離された塵埃を円筒形状のダストカップに集塵する。ダストカップが一杯になるとダストカップを掃除機本体から取り外し、ダストカップ内の塵埃を廃棄して空にすることでダストカップの再使用が可能になる。このため、袋等の交換が必要なく、半永久的に使用可能となる。

[0004] しかし、サイクロン方式の掃除機は、遠心分離を行うためにも大きな吸引力を必要としている。しかも、遠心分離する旋回気流を形成するための経路が非常に複雑になるばかりでなく、集塵した塵埃の廃棄が面倒にもなる。

また、このようなサイクロン方式は、出力やサイズに制約がある充電方式の携帯型掃除機や、いわゆるロボット掃除機などの自走式掃除機においてはほとんど利用されていない。そこで、自走式掃除機を含む充電方式の掃除機においては袋を用いることなくダストカップ内にフィルタを設け、フィルタで捕集した塵埃をダストカップで集塵する方式が一般的となっている。

なお、自走式掃除機の例としては、以下に示す特許文献1および2のよう

なものが知られている。

先行技術文献

特許文献

[0005] 特許文献1：特開2004－195215号公報

特許文献2：特開2007－167617号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0006] 例えば、特許文献1に記載のような自走式掃除機では、吸引された空気中の大きな塵埃を集塵する第1集塵室と、第1集塵室を経由した空気中の細かな塵埃を捕集するためのフィルタを有する第2集塵室とから集塵装置が構成されている。

このため、集塵装置の構造が複雑となり、集塵した塵埃を廃棄するために掃除機本体から集塵装置を取り外しても一度に全ての塵埃を廃棄することができない。すなわち、第2集塵室を開放する操作が別途必要になる。

また、第1集塵室は掃除機本体に接続される部分が全て開口されているにも関わらず、集塵した塵埃の廃棄時には集塵装置を側方に引き出して取り外す方式であるため、取り外し時に集塵された塵埃が第1集塵室からこぼれ落ちる恐れもある。

[0007] 一方、例えば、特許文献2に記載のような自走式掃除機では、サイクロン方式を利用するため、遠心分離用の旋回気流を形成する空気経路が必要となり集塵装置の構造が複雑化する。

また、集塵装置の下方に塵埃の流入口を設けていることから高さに制約のある自走式掃除機においては塵埃の集塵容量を大きくすることができない。

さらには、流入口が集塵装置の底部に形成されているため、遠心分離されなかった塵埃が流入口から自然落下する恐れもある。

[0008] この発明は以上のような事情を考慮してなされたもので、簡易な構成で使い勝手のよい集塵装置を提供するものである。

課題を解決するための手段

[0009] かくして、本発明によれば、次の第1～第6の集塵装置が提供される。

すなわち、第1の集塵装置は、塵埃を収容する集塵容器と、掃除機の底部の吸込口から吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入口と、集塵容器に流入した塵埃と空気とを案内する導入板と、その空気を通過させて塵埃を捕集するフィルタ部とを備え、

集塵容器は、底部と、底部の周縁から立ち上がると共に一部が流入口の縁部を構成する側壁部と、側壁部により周が規定されると共にフィルタ部が配置される開口部とを有してなり、

導入板は、側壁部内面における流入口の近傍に配置されて流入口から集塵容器内へ流入した気流を底部側へ案内する。

[0010] さらに、この第1の集塵装置は、次のように構成されてもよく、これらが適宜組み合わされてもよい。

(1) 導入板は、流入口の上縁に沿って配置された基端部と、底部側へ向けて端部が配置された先端部と、基端部と先端部とに連設された中間部とを有し、中間部は流入口から集塵容器内へ導入された気流を徐々に底部へ案内する形状に形成されてもよい。

[0011] (2) 中間部は、先端部が底部に対して垂直方向に向くように湾曲形状に形成されてもよい。

[0012] (3) 導入板が、基端部から先端部に亘って両側に側壁部を有してもよい。

[0013] (4) 先端部が、櫛歯状または格子状に形成されてもよい。

[0014] 第2の集塵装置は、開口部を有しあつ塵埃を収容する集塵容器と、掃除機の底部の吸込口から吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入口と、集塵容器に流入した空気を通過させて塵埃を捕集するフィルタ部と、フィルタ部と集塵容器の開口部とを覆うように集塵容器に開閉可能に軸支されたカバー部とを備え、

フィルタ部は、その外周部にカバー部に圧入されるパッキン部材を有すると共に、このパッキン部材の少なくとも1箇所に凸部を有し、

カバー部は、フィルタ部の凸部を露出させるための切欠き部を凸部と対向する位置に有している。

[0015] さらに、この第2の集塵装置は、次のように構成されてもよく、これらが適宜組み合わされてもよい。

(5) フィルタ部は、集塵容器におけるカバー部の軸支部分近傍に回動可能に軸支されていてもよい。

[0016] (6) 凸部は、フィルタ部の軸支部分と反対側に設けられていてもよい。

[0017] (7) 凸部は、その露出部分に滑止め部を有していてもよい。

[0018] (8) カバー部は、その外周部における凸部と一致しない位置に搖動可能な係止片を有し、

集塵容器は、係止片と係脱可能な係合部を有してもよい。

[0019] (9) カバー部は、フィルタ部を通過した空気を排出する排出口を有してもよい。

[0020] 第3の集塵装置は、塵埃を収容する集塵容器と、掃除機の底部の吸込ロから吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入路と、集塵容器に流入した空気を通過させて塵埃を捕集するフィルタ部とを備え、

集塵容器は底部と底部の周縁から立ち上がる側壁部と側壁部により周が規定される開口部とを有し、

流入路は吸込ロと連通する吸引路に離脱可能に接続されるべき流入路先端と集塵容器の側壁部に接続され塵埃の流入口を形成する流入路基端とを有し、

流入路先端から流入路基端へ向かって傾斜し側壁部の上端近傍に前記流入口が形成されてなる。

[0021] さらに、この第3の集塵装置は、次のように構成されてもよく、これらが適宜組み合わされてもよい。

(10) フィルタ部は集塵容器の開口部を覆うように設けられてもよい。

[0022] (11) フィルタ部を収容し集塵容器に開閉可能に軸支されるカバー部をさらに備え、カバー部はフィルタ部を通過した空気を排出させる出路を有し

、排出路は流入路と重なるように流入路と同一方向に延びてもよい。

[0023] (12) 排出路は掃除機の排気路に離脱可能に接続されるべき排出路先端とカバー部に接続され空気の排出口を形成する排出路基端とを有し、排出路基端から排出路先端へ向かうに従って傾斜して形成されてもよい。

[0024] (13) 流入路先端と排出路先端は外方へ張り出した面状の流入路フランジおよび排出路フランジをそれぞれ有し、流入路フランジと排出路フランジは同一平面上に位置してもよい。

[0025] 第4の集塵装置は、開口部を有しつつ塵埃を収容する集塵容器と、集塵容器の側壁部に設けられ掃除機の底部の吸込口から吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入口と、集塵容器の開口部を覆うように集塵容器に開閉可能に軸支されたカバー部と、カバー部に回動可能に軸支された取っ手とを備え、取っ手が支持され、カバー部が閉じられた状態において取っ手の軸支箇所は全体の重心よりも流入口側にずれて位置している。

[0026] さらに、この第4の集塵装置は、次のように構成されてもよく、これらが適宜組み合わされてもよい。

(14) 取っ手が支持され、カバー部が開かれた状態において取っ手の軸支箇所は水平方向において全体の重心の近傍に位置していてもよい。

[0027] (15) カバー部の軸支箇所は取っ手の軸支箇所よりも流入口側に位置してもよい。

[0028] (16) 取っ手の軸支方向とカバー部の軸支方向が平行であってもよい。

[0029] (17) カバー部は取っ手が起立させられていないときに取っ手を収納するための収納部を有し、収納部は取っ手の形状に対応した窪みからなっていてもよい。

[0030] (18) 集塵容器に流入した空気を通過させて塵埃を捕集するフィルタ部を更に備えてよい。

[0031] 第5の集塵装置は、開口部を有しつつ塵埃を収容する集塵容器と、集塵容器の開口部を覆うように集塵容器に開閉可能に軸支されたカバー部と、カバー部に回動可能に軸支された取っ手とを備え、カバー部と取っ手は、カバー

部に対して取っ手が回動させられ起立した状態となったときに互いに当接して取っ手の回動を規制する一対の規制部材をそれぞれ有する集塵装置。

[0032] さらに、この第5の集塵装置は、次のように構成されてもよく、これらが適宜組み合わさってもよい。

(19) 一対の規制部材は取っ手の軸支箇所の近傍でカバーの表面から突出する突起部と、取っ手から突出する係止部とからなるのもよい。

[0033] (20) 一対の規制部材は、カバー部と取っ手側に、取っ手の軸支箇所の周囲に互いに当接して取っ手を起立状態で解除可能にロックするための一対の隆起部をそれぞれ有してもよい。この一対の隆起部は、取っ手を起立状態に維持し回動を規制する一対の規制部材を構成する。

[0034] (21) 一対の隆起部は取っ手が回動させられ互いに当接したときに取っ手の隆起部がカバー部の隆起部を乗り越えることができるよう傾斜面をそれぞれ有してもよい。

[0035] (22) カバー部は取っ手が起立させられていないときに取っ手を収納するための収納部を有し、収納部は取っ手の形状に対応した窪みからなるのもよい。

[0036] (23) 掃除機の底部の吸込口から吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入口と、集塵容器に流入した空気を通過させて塵埃を捕集するフィルタ部とを更に備えてよい。

[0037] 第6の集塵装置は、開口部を有しあつ塵埃を収容する集塵容器と、集塵容器の開口部を覆うように集塵容器に開閉可能に軸支されたカバー部と、カバー部が閉じた状態を維持するように集塵容器とカバー部とを解除可能に係止する係止部と、カバー部を開く方向に付勢する付勢部材とを備え、カバー部は閉じた状態において集塵容器の開口部を覆い、係止部の係止が解除されると90°を超える角度まで回動する。

[0038] さらに、この第6の集塵装置は、次のように構成されてもよく、これらが適宜組み合わさってもよい。

(24) 集塵容器とカバー部のいずれか一方は他方を回動可能に軸支する支

持軸を有し、他方は前記支持軸に嵌る貫通孔が形成されたボスを有し、付勢部材は支持軸に嵌められて支持軸とボスとの間に介在するコイルスプリングからなっていてもよい。

[0039] (25) 集塵容器は側壁部に流入口が設けられ、カバー部の軸支箇所は流入口の近傍に位置してもよい。

[0040] (26) カバー部は平面状の天面を有し、天面を水平に維持しながら集塵容器とカバー部との係止が解除された状態において集塵容器の開口部は下方を向いててもよい。

[0041] (27) カバー部は回動可能に軸支された取っ手を有し、取っ手が支持され、集塵容器とカバー部との係止が解除された状態において集塵容器の開口部は下方を向いててもよい。

[0042] (28) 塵埃を捕集するフィルタ部を更に備えてもよい。

[0043] また、本発明の別の観点によれば、前記集塵装置を備えた自走式掃除機が提供されてもよい。

発明の効果

[0044] 本発明の第1の集塵装置によれば、流入口から集塵容器内へ流入した気流が導入板によって底部側へ案内される。この結果、塵埃を含む気流が流入口からフィルタ部へ直線的に移動し、それによってフィルタ部が塵埃にて局所的に目詰まりするということが防止され、自走式掃除機の吸引力（吸塵力）の低下を抑制することができると共に、フィルタ部の清掃回数を低減することができる。特にフィルタとして機能を長期間維持できるようになる。

なお、本発明において「自走式掃除機」とは、底面に吸入口を有すると共に内部に集塵部を有する筐体、筐体を走行させる駆動輪、駆動輪の回転、停止および回転方向等を制御する制御部などを備え、ユーザーの手を離れて自立的に掃除動作する掃除機を意味し、後述の図面を用いた実施形態によって一例が示される。

[0045] また、第1の集塵装置の前記構成（1）によれば、集塵容器内において、流入口からフィルタ部へ向かう気流に与える抵抗を抑制することができ、吸

引力の低下を抑制することができる。この効果は、特に、前記構成（2）によって得ることができる。

[0046] 前記構成（3）によれば、導入板がダクト口形状に形成されるため、流入口から集塵容器内へ流入した気流を効率よく底部側へ案内することができる。

[0047] 前記構成（4）によれば、糸屑、毛等の纖維状屑が導入板の櫛歯状または格子状の先端部に引っ掛かるため、纖維状屑によるフィルタ部の目詰まりを低減することができる。

[0048] 第2の集塵装置によれば、フィルタ部およびカバー部にて集塵容器の開口部を閉じた状態において、パッキン部材がカバー部の内周面と圧接しつつ集塵容器の開口部の開口端縁に当接するため、自走式掃除機による掃除の際、集塵装置内に流入し排出される空気の漏れが防止される。

また、カバー部に対し集塵容器を開放させると、フィルタ部がカバー部内に圧入されて保持された状態を維持するため、集塵容器内の塵埃を廃棄する際にフィルタ部が邪魔とならず便利である。

また、集塵容器の開口部をカバー部にて閉じた状態のとき、凸部を指で押さえながらカバー部を開くことで、集塵容器の開口部はフィルタ部にて閉じられた状態を維持される。つまり、ユーザーは、フィルタ部の塵埃捕集面を外部に露出させることなく、簡単にフィルタ部をカバー部から出すことができる。そのため、棒部材を用いてフィルタ部を振動させることにより、捕集面に捕集された塵埃を集塵容器内へ振り落とすことができる。このとき、フィルタ部のパッキン部材が集塵容器の開口端縁に密着しているため、塵埃が集塵容器内から外部に飛散しない。

[0049] また、第2の集塵装置の前記（5）の構成によれば、フィルタ部に付着した塵埃を除去する際、カバー部を集塵容器およびフィルタ部に対して開放することにより、フィルタ部が集塵容器の開口部を覆うカバー部開放状態にセットすることができる。そして、この状態で、フィルタ部の上面に棒部材を擦りつけて振動させることで除塵を行える。この除塵操作は、フィルタ部の

塵埃が付着した部分を集塵容器内に収納した状態で行えるため、室内に塵埃を飛散させず、ユーザーも手を汚すことなく衛生的に簡単に行える。また、除塵操作後は、フィルタ部をカバー部に収容するように、フィルタ部を集塵容器に対して開放すれば、集塵容器内の塵埃を廃棄することができる。

- [0050] 前記（6）の構成によれば、凸部を指で軽く押さえても容易にフィルタ部をカバー部から外すことができる。
- [0051] 前記（7）の構成によれば、指が凸部に引っ掛かり易くなる。
- [0052] 前記（8）の構成によれば、係止片を係合部に係止することによりフィルタ部およびカバー部にて集塵容器の開口部を閉じてロックすることができるため、集塵後の集塵装置を持ち運んでも不意に集塵容器が開放して内部の塵埃を室内に撒き散らすような心配がない。
- [0053] 前記（9）の構成によれば、空気を集塵装置内でスムーズに流通させることができる。
- [0054] 第3の集塵装置によれば、塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入路が吸引路に離脱可能に接続される流入路先端から側壁部に接続される流入路基端へ向かって傾斜し、側壁部の上端近傍に塵埃の流入口が形成されるので、底部から流入口までの高低差が大きくなり集塵容量を大きくすることができるだけでなく、集塵装置の取り外し時に集塵した塵埃がこぼれ落ちることも防止できる。
- [0055] また、第3の集塵装置の前記（10）の構成によれば、フィルタ部が集塵容器の開口部を覆うので、フィルタ部の面積を大きく設定することが可能となり、流入口から塵埃と共に流入した空気を効率よく通過させて確実に塵埃を捕集できる。
また、フィルタ部の面積を大きく設定できることから、長時間の運転でもフィルタ部が目詰まりを起こし難くなり、メンテナンス（清掃）の間隔を長くすることができる。
- [0056] 前記（11）の構成によれば、集塵容器に対してカバー部を開くことにより、集塵容器に集塵された塵埃を容易に廃棄できる。

さらには、フィルタ部を通過した空気を排出させる排出路が流入路と重なるように同一方向に延びるので、集塵装置の小型化を図ることが可能となる。

[0057] 前記（12）の構成によれば、排出路がカバー部に接続される排出路基端から掃除機の排気路に離脱可能に接続される排出路先端へ向かうに従って傾斜するので、集塵装置の大型化を招くことなく排出路を末広がりの形状に形成できる。

これにより、排気抵抗を抑えることができ、結果として塵埃を含んだ空気の流入効率も向上する。

[0058] 前記（13）の構成によれば、流入路先端と排出路先端に同一平面上に位置する面状のフランジがそれぞれ形成されるので、本発明の集塵装置を掃除機にセットする際の位置決めが行い易くなり、掃除機の吸引路および排気路との良好な接続が得られるようになる。

[0059] 第4の集塵装置によれば、カバー部が閉じられた状態において取っ手の軸支箇所は全体の重心よりも流入口側にずれて位置しているので、ユーザーが取っ手を把持して掃除機から集塵装置を持ち上げると、流入口が上方を向くように集塵装置全体が回動する。これにより、集塵された塵埃が流入口から不意に流出するような事態を防止でき、ユーザーの使い勝手が向上する。

[0060] また、第4の集塵装置の前記（14）の構成によれば、塵埃を廃棄するために集塵容器に対してカバー部が開かれた際に、取っ手の軸支箇所と集塵装置全体の重心との水平方向のずれが小さくなるためカバー部を水平に維持し易くなり、結果として集塵容器を塵埃の廃棄に適した姿勢に調整し易くなる。

[0061] 前記（15）の構成によれば、塵埃を廃棄するために集塵容器に対してカバー部が開かれた際に、集塵容器の開口部が自重によって下方に向きやすくなり、塵埃の廃棄に適した姿勢をとりやすくなる。

[0062] 前記（16）の構成によれば、取っ手の軸支方向とカバー部の軸支方向が平行となるので、カバー部に対する取っ手の回動を調整することにより、集

塵容器の姿勢を塵埃の廃棄に適した姿勢に調整でき、操作性に優れたものとなる。

- [0063] 前記（17）の構成によれば、取っ手が起立させられていないときに当該取っ手を収納部に収納してカバー部の上面を平坦にすることができるので、取っ手を設けたことにより集塵装置が無駄に大型化することを防止できる。
- [0064] 前記（18）の構成によれば、フィルタ部が設けられることにより、集塵容器に流入した空気をフィルタ部に通過させて効率よく塵埃を捕集することができる。
- [0065] 第5の集塵装置によれば、カバー部と取っ手は、取っ手が起立状態となつたときに互いに当接して取っ手の回動を規制する一対の規制部材をそれぞれ有するので、ユーザーは集塵容器やカバー部を保持しなくても、取っ手を把持することにより集塵装置を安定した状態で持ち上げることができる。そして、集塵装置を安定した状態で持ち上げることが可能になることから、集塵容器の開放操作も容易になり、集塵された塵埃を確実に廃棄できるようになる。
- [0066] また、第5の集塵装置の前記（19）の構成によれば、一対の規制部材が軸支箇所の近傍でカバーの表面から突出する突起部と、取っ手から突出する係止部とから構成されるので、簡易な構成で起立状態になった取っ手の回動を確実に規制できる。
- [0067] 前記（20）の構成によれば、カバー部と取っ手は、取っ手を起立状態で解除可能にロックするための一対の隆起部をそれぞれ有するので、ユーザーは取っ手を把持することにより集塵装置をより安定した状態で持ち上げることができる。
また、取っ手が起立状態で回動が規制され、ロックされることから、ユーザーに取っ手が起立状態にあることを明確に認識させることができ、ユーザーの使い勝手が向上する。
- [0068] 前記（21）の構成によれば、一対の隆起部が傾斜面をそれぞれ有するので、取っ手が回動させられ取っ手の隆起部とカバー部の隆起部が当接した際

に、取っ手の隆起部がカバー部の隆起部を一定の抵抗を受けながらスムーズに乗り越えることができ、取っ手のロックと解除の操作が容易に行える。

- [0069] 前記（22）の構成によれば、取っ手が起立させられていないときに当該取っ手を収納部に収納してカバー部の上面を平坦にすることができるので、取っ手を設けたことにより集塵装置が無駄に大型化することを防止できる。
- [0070] 前記（23）の構成によれば、流入口とフィルタ部が設けられることにより、塵埃を含んだ空気の効率よく集塵容器に流入させ、流入した空気をフィルタ部に通過させて効率よく塵埃を捕集することが可能となる。
- [0071] 第6の集塵装置によれば、カバー部を開く方向に付勢する付勢部材が設けられ、カバー部は集塵容器との係止が解除されると90°を超える角度まで回動するので、カバー部に対して集塵容器の開口部を大きく開かせることができ可能となり、集塵された塵埃を容易に廃棄できるようになる。
- [0072] また、第6の集塵装置の前記（24）の構成によれば、付勢部材が支持軸とボスとの間に介在するコイルスプリングからなるので、簡易な構成でカバー部を確実に付勢することができる。
- [0073] 前記（25）の構成によれば、カバー部の軸支箇所が流入口の近傍に位置するので、カバー部が開かれた状態において集塵容器の開口部は流入口と反対側が大きく開くこととなり、集塵された塵埃が流入口から零れ落ちることなく開口部より塵埃を廃棄処理できる。
- [0074] 前記（26）の構成によれば、カバー部の平面状の天面を水平に維持しつつ集塵容器とカバー部との係止を解除すると、集塵容器の開口部が必然的に下方を向くため、ユーザーは集塵された塵埃に触れることなく塵埃を廃棄できる。
- [0075] 前記（27）の構成によれば、カバー部に対して回動可能に軸支された取っ手を支持しながら集塵容器とカバー部との係止を解除すると、集塵容器の開口部が必然的に下方を向くため、ユーザーは集塵された塵埃に触れることなく塵埃を廃棄できる。
- [0076] 前記（28）の構成によれば、フィルタ部が設けられることにより、効率

よく塵埃を捕集することが可能となる。

図面の簡単な説明

[0077] [図1]本発明の実施形態に係る自走式掃除機の斜視図である。

[図2]図1に示される自走式掃除機のA-A矢視断面図である。

[図3]図1に示される自走式掃除機の底面図である。

[図4]筐体の蓋部が開放され集塵部が取り出された状態を示す図2対応図である。

[図5]図1に示される自走式掃除機の電気的な構成を示すブロック図である。

[図6]本発明の実施形態に係る自走式掃除機に備えられる集塵部単体の斜視図であり、正面側から見た状態を示している。

[図7]図6に示される集塵部を背面側から見た斜視図である。

[図8]図6に示される集塵部の左側面図である。

[図9]図7のB-B矢視断面図である。

[図10]取っ手が起立させられた状態を示す図6対応図である。

[0078] [図11]取っ手が起立させられた状態を示す図7対応図である。

[図12]取っ手が起立させられた状態を示す図8対応図である。

[図13]取っ手が起立させられた状態を示す図9対応図である。

[図14]集塵容器が開放された状態を示す図6対応図である。

[図15]集塵容器が開放された状態を示す図7対応図である。

[図16]集塵容器が開放された状態を示す図8対応図である。

[図17]集塵容器が開放された状態を示す図9対応図である。

[図18]図6に示される集塵装置の平面図であり、カバー部から取っ手が取り外された状態を示している。

[図19]図18に示されるカバー部の要部拡大図である。

[図20]図18に示されるカバー部の要部拡大図である。

[0079] [図21]図6に示される集塵装置に設けられる取っ手単体の正面図である。

[図22]図21に示される取っ手の要部拡大図である。

[図23]図21に示される取っ手の要部拡大図である。

[図24]図6に示される集塵装置の分解構成図である。

[図25]カバー部が開かれた状態を示す図6対応図であり、フィルタ部が集塵容器の開口部を覆うように回動させられた状態を示している。

[図26]カバー部が開かれた状態を示す図6対応図であり、フィルタ部がカバー部に収納された状態を示している。

[図27]図26の要部拡大図である。

[図28]図6に示される集塵装置に設けられるフィルタ部単体の斜視図である。

[図29]図28のC-C矢視断面図である。

[図30]図28に示されるフィルタ部の要部拡大図である。

[0080] [図31]図28に示されるフィルタ部の要部拡大図である。

[図32]フィルタ部を棒部材でメンテナンスしている状態を示す説明図である。

[図33]カバー部の窪みに棒部材が収容された状態を示す図6対応図である。

[図34(A)]導入板を示す斜視図である。

[図34(B)]導入板の変形例1を示す斜視図である。

[図34(C)]導入板の変形例2を示す斜視図である。

発明を実施するための形態

[0081] <自走式掃除機の説明>

図1は本発明の実施形態に係る自走式掃除機の斜視図であり、図2は図1に示される自走式掃除機のA-A矢視断面図であり、図3は図1に示される自走式掃除機の底面図であり、図4は筐体の蓋部が開放され集塵部が取り出された状態を示す図2対応図であり、図5は図1に示される自走式掃除機の電気的な構成を示すブロック図である。以下、「自走式掃除機」を「掃除口ボット」と言う場合がある。

[0082] 本発明に係る掃除口ボット(自走式掃除機)1は、設置された場所の床面を自走しながら、床面上の塵埃を含む空気を吸い込み、塵埃を除去した空気を排気することにより床面上を掃除する掃除口ボットである。

掃除ロボット1は、円盤形の筐体2を備え、この筐体2の内部および外部に、回転ブラシ9、サイドブラシ10、本発明の集塵装置30、電動送風機22、一対の駆動輪29、後輪26および前輪27、各種センサを含む制御部等の構成要素が設けられている。

この掃除ロボット1において、前輪27が配置されている部分が前方部、後輪26が配置されている部分が後方部、集塵装置30が配置されている部分が中間部である。

[0083] 筐体2は、前方部における中間部との境界付近の位置に形成された吸込口6を有する平面視円形の底板2aと、筐体2に対して集塵装置30を出し入れする際に開閉する蓋部3を中間部に有している天板2bと、底板2aおよび天板2bの外周部に沿って設けられた平面視円環形の側板2cとを備えている。また、底板2aには前輪27、一対の駆動輪29および後輪26の下部を筐体2内から外部へ突出させる複数の孔部が形成され、天板2bにおける前方部と中間部との境界付近には排気口7が形成されている。なお、側板2cは、前後に二分割されており、側板前部はバンパーとして機能する。

[0084] また、図4に示されるように、筐体2の内部において、前方部にモータユニット20、電動送風機22、イオン発生装置25(図5参照)等を収納する前方収納室R1を有し、中間部に集塵装置30を収納する中間収納室R2を有し、後方部に制御部の制御基板15、バッテリー14、充電端子4等を収納する後方収納室R3を有し、前方部と中間部との境界付近に吸引路11および排気路12を有している。吸引路11は吸込口6と中間収納室R2とを連通し、排気路12は中間収納室R2と前方収納室R1とを連通している。なお、これらの各収納室R1、R2、R3、吸引路11および排気路12は、筐体2の内部に設けられてこれらの空間を構成する仕切り壁39によって仕切られている。

[0085] 一対の駆動輪29は、平面視円形の筐体2の中心を通る中心線Cと直角に交わる一対の回転軸29aに固定されており、一対の駆動輪29が同一方向に回転すると筐体2が進退し、各駆動輪29が逆方向に回転すると筐体2が

中心線Cの回りに回転する。

一対の回転軸29aは、図示しない一対のモータからそれぞれ個別に回転力が得られるように連結されており、各モータは筐体の底板2aに直接またはサスペンション機構を介して固定されている。

[0086] 前輪27はローラからなり、進路上に現れた段差に接地し、筐体2が段差を容易に乗り越えられるよう、駆動輪29が接地する床面Fから少し浮き上がるよう筐体2の底板2aの一部に回転可能に設けられている。

後輪26は自在車輪からなり、駆動輪29が接地する床面Fと接地するよう筐体2の底板2aの一部に回転可能に設けられている。

このように、筐体2に対して前後方向中間に一対の駆動輪29を配置し、前輪27を床面Fから浮かせ、掃除ロボット1の重量を一対の駆動輪29と後輪26によって支持できるよう、筐体2に対して前後方向に重量が配分されている。これにより、進路前方の塵埃を前輪27によって遮ることなく吸込口6に導くことができる。

[0087] 吸込口6は、床面Fに対面するよう筐体2の底面（底板2aの下面）に形成された凹部8の開放面である。この凹部8内には、筐体2の底面と平行な回転軸心廻りに回転する回転ブラシ9が設けられており、凹部8の左右両側には垂直な回転軸心廻りに回転するサイドブラシ10が設けられている。回転ブラシ9は、回転軸であるローラの外周面に螺旋状にブラシを植設することにより形成されている。サイドブラシ10は、回転軸の下端にブラシ束を放射状に設けることにより形成されている。なお、回転ブラシ9の回転軸および一対のサイドブラシ10の回転軸は、筐体2の底板2aの一部に枢着されると共に、その付近に設けられた駆動モータとプーリおよびベルト等を含む動力伝達機構を介して連結されている。

[0088] 図3に示されるように、筐体2の底面と前輪27との間には床面Fを検知する床面検知センサ13が配置され、左右の駆動輪29の側部前方には同様の床面検知センサ19が配置されている。床面検知センサ13によって下り階段を検知すると、その検知信号が制御部に送信され、制御部が両駆動輪2

9が停止するよう制御する。また、床面検知センサ13が故障した場合、床面検知センサ19が下り階段を検知して両駆動輪29を停止することができるため、掃除ロボット1の下り階段への落下が防止されている。また、床面検知センサ19が、下り階段を検知すると、その検知信号が制御部に送信され、制御部が駆動輪29に下り階段を回避して走行するように制御してもよい。

[0089] 制御基板15には、掃除ロボット1における駆動輪29、回転ブラシ9、サイドブラシ10、電動送風機22等の各要素を制御する制御回路が設けられている。

筐体2の側板2cの後端には、バッテリー14の充電を行う充電端子4が設けられている。室内を自走しながら掃除する掃除ロボット1は、室内に設置されている充電台40に帰還する。これにより、充電台40に設けられた端子部41に充電端子4が接触し、バッテリー14の充電が行われる。商用電源（コンセント）に接続される充電台40は、通常、室内の側壁Sに沿って設置される。

バッテリー14は、充電端子4を介して充電台40から充電され、制御基板15、駆動輪29、回転ブラシ9、サイドブラシ10、電動送風機22、各種センサ等の各要素に電力を供給する。

[0090] 集塵装置30は、通常、筐体2内における両駆動輪29の回転軸29aの軸心よりも上方の中間収納室R2内に収納されており、集塵装置30内に捕集された塵埃を廃棄する際は、図4に示されるように、筐体2の蓋部3を開いて集塵装置30を出し入れすることができる。

集塵装置30は、開口部31d（図14参照）を有する集塵容器31と、集塵容器31の開口部31dを覆うフィルタ部33と、フィルタ部33と集塵容器31の開口部31dとを覆うカバー部32とを備えている。カバー部32およびフィルタ部33は、集塵容器31の前側の開口端縁に回動可能に軸支されている。

集塵容器31の側壁前部には、集塵装置30が筐体2の中間収納室R2内

に収納された状態において、筐体2の吸引路11と連通する流入路34と、筐体2の排気路12と連通する排出路35とが設けられている。なお、集塵装置30についてさらに詳しくは後述する。

[0091] 掃除ロボット1全体の動作制御を行う制御部は、図5に示されるように、C P U 1 5 aおよびその他の図示しない電子部品で構成された制御回路を有する制御基板15と、走行マップ18 aを記憶する記憶部18、電動送風機22を駆動するためのモータドライバ22 a、駆動輪29の走行モータ51を駆動するためのモータドライバ51 a、筐体2内の排気口7付近に回動可能に設けられたルーバー17およびそれを駆動するための制御ユニット17 a、臭いセンサ52およびその制御ユニット52 a、湿度センサ53およびその制御ユニット53 a、人感センサ54およびその制御ユニット54 a、接触センサ55およびその制御ユニット55 a等を備えて構成される。

[0092] C P U 1 5 aは中央演算処理装置であり、記憶部18に予め記憶されたプログラムデータに基いて、モータドライバ22 a、51 aおよび制御ユニット17 aに個別に制御信号を送信し、電動送風機22、走行モータ51およびルーバー17を駆動制御して、一連の掃除運転およびイオン放出運転を行う。

また、C P U 1 5 aは、ユーザーによる掃除ロボット1の動作に係る条件設定を操作パネル（図示省略）から受け付けて記憶部18に記憶させる。この記憶部18は、掃除ロボット1の設置場所周辺の走行マップ18 aを記憶することができる。走行マップ18 aは、掃除ロボット1の走行経路や走行速度などといった走行に係る情報であり、予めユーザーによって記憶部18に記憶させるか、あるいは掃除ロボット1自体が掃除運転中に自動的に記録することができる。

[0093] 臭いセンサ52は、筐体2の外部周辺の臭いを検知する。臭いセンサ52としては、例えば、半導体式や接触燃焼式の臭いセンサを用いることができる。掃除ロボット1の外部周辺の臭いを検知するために、例えば、筐体2の側板2cまたは天板2bから外部へ露出した状態で臭いセンサ52が配置さ

れる。C P U 1 5 aは制御ユニット5 2 aを介して臭いセンサ5 2と接続されており、臭いセンサ5 2からの出力信号に基づいて筐体2の外部周辺の臭い情報を得る。

[0094] 湿度センサ5 3は、筐体2の外部周辺の湿度を検知する。湿度センサ5 3としては、例えば、高分子感湿材料を用いた静電容量式や電気抵抗式の湿度センサを用いることができる。掃除ロボット1の外部周辺の相対湿度を検知するために、例えば、筐体2の側板2 cまたは天板2 bから外部へ露出した状態で湿度センサ5 3が配置される。C P U 1 5 aは制御ユニット5 3 aを介して湿度センサ5 3と接続されており、湿度センサ5 3からの出力信号に基づいて筐体2の外部周辺の湿度情報を得る。

[0095] なお、走行マップ1 8 aには、掃除ロボット1が設置される設置場所における所定閾値以上の臭気が漂う箇所および所定閾値以上に湿気が高い箇所が特定箇所として予め記憶されていてもよい。このようにすれば、C P U 1 5 aがこの特定箇所を筐体2の周辺環境に基づいて定めた箇所であると判断することができる。つまり、走行マップ1 8 aが、臭いセンサ5 2および湿度センサ5 3と同様に、筐体2の周辺環境を検知する環境検知装置としての役割を果たすことになる。

[0096] 人感センサ5 4としては、例えば、赤外線、超音波、可視光等によって人の存在を検知する人感センサを用いることができる。掃除ロボット1の外部周辺の人の存在を検知するために、例えば、筐体2の側板2 cまたは天板2 bから外部へ露出した状態で人感センサ5 4が配置される。C P U 1 5 aは制御ユニット5 4 aを介して人感センサ5 4と接続されており、人感センサ5 4からの出力信号に基づいて筐体2の外部周辺の人の存在情報を得る。

[0097] 接触センサ5 5は、掃除ロボット1が走行時に障害物と接触したことを検知するために、例えば、筐体2の側板2 cの前部に配置される。C P U 1 5 aは制御ユニット5 5 aを介して接触センサ5 5と接続されており、接触センサ5 5からの出力信号に基づいて筐体2の外部周辺の障害物の存在情報を得る。

[0098] このように構成された掃除ロボット1において、掃除運転の指令により、電動送風機22、イオン発生装置25、駆動輪29、回転ブラシ9およびサイドブラシ10が駆動する。これにより、回転ブラシ9、サイドブラシ10、駆動輪29および後輪26が床面Fに接地した状態で、筐体2は所定の範囲を自走しながら吸入口6から床面Fの塵埃を含む空気を吸い込む。このとき、回転ブラシ9の回転によって床面F上の塵埃は掻き上げられて吸入口6に導かれる。また、サイドブラシ10の回転によって吸入口6の側方の塵埃が吸入口6に導かれる。

[0099] 吸入口6から筐体2内に吸い込まれた塵埃を含む空気は、図2の矢印A1に示されるように、筐体2の吸引路11を通り、集塵装置30の流入路34を通って集塵容器31内に流入する。集塵容器31内に流入した気流は、フィルタ部33を通過してフィルタ部33とカバー部32との間の空間50に流入し、排出路35を通って筐体2の排気路12へ排出される。この際、集塵容器31内の気流に含まれる塵埃はフィルタ部33によって捕獲されるため、集塵容器31内に塵埃が堆積する。

[0100] 集塵装置30から筐体2の排気路12へ流入した気流は、図2の矢印A2に示されるように前方収納室R1へ流入し、図示しない第1排気路および第2排気路を流通する。第1排気路を流通する気流にはイオン発生装置25が放出するイオン（プラズマクラスターイオン（登録商標））が含まれる。そして、筐体2の上面に設けた排気口7から、図2の矢印A3に示されるように、後方の斜め上方にイオンを含む気流が排気される。これにより、床面F上の掃除が行われると共に、掃除ロボット1の排気に含まれるイオンによって室内の除菌および脱臭が行われる。このとき、排気口7から後方の斜め上方に向けて排気するので、床面Fの塵埃の巻き上げが防止され、室内の清浄度を向上することができる。

また、図示省略するが、第1排気路を流通する気流の一部は、凹部8に導かれてもよい。このようにすれば、吸入口6から吸引路11に導かれる気流内にイオンが含まれるため、集塵装置30の集塵容器31内およびフィルタ

部33の除菌および脱臭を行うことができる。

[0101] また、掃除ロボット1は、左右の駆動輪29が同一方向に正回転して前進し、同一方向に逆回転して後退し、互いに逆方向に回転することにより中心線Cを中心に旋回する。例えば、掃除ロボット1は、掃除領域の周縁に到達した場合および進路上の障害物に衝突した場合、駆動輪29が停止し、左右の駆動輪29を互いに逆方向に回転して向きを変える。これにより、掃除ロボット1は、設置場所全体あるいは所望範囲全体に障害物を避けながら自走することができる。

[0102] また、掃除ロボット1は、左右の駆動輪29と後輪26の3点で接地しており、前進時に急停止しても後輪26が床面Fから浮き上がらないようなバランスで重量配分されている。そのため、掃除ロボット1が前進中に下り階段の手前で急停止し、それによって掃除ロボット1が前のめりに傾いて下り階段へ落下するということが防止されている。なお、駆動輪29は、急停止してもスリップしないよう、溝を有するゴムタイヤをホイールに嵌め込んで形成されている。

また、集塵装置30が駆動輪29の回転軸29aの上方に配置されているため、集塵によって重量が増加しても掃除ロボット1の重量バランスが維持される。

[0103] 掃除ロボット1は、環境検知装置である臭いセンサ52、湿度センサ53、走行マップ18aおよび人感センサ54から得られる情報に基づいて独自の動作を実行することができる。例えば、掃除ロボット1は、環境検知装置が検知した周辺環境に基づいて定めた特定箇所に一定時間留まり、排気口7からイオンを含む気流を放出することができる。

掃除ロボット1は、掃除が終了すると充電台40に帰還する。これにより、充電端子4が端子部41に接してバッテリー14が充電される。

[0104] また、掃除ロボット1は、充電台40に帰還した状態で電動送風機22およびイオン発生装置25を駆動することができる。これにより、排気口7から後方の斜め上方にイオンを含む気流が放出され、イオンを含む気流は側壁

Sに沿って上昇し、室内の天井壁および対向する側壁に沿って流通する。この結果、イオンが室内全体に行き渡り、除菌効果や脱臭効果を向上させることができる。このように、掃除ロボット1は、イオン放出運転を単独で実行することも可能である。

[0105] 掃除ロボット1の上面には操作部が設けられており、操作部によって掃除運転およびイオン放出運転を実行させることができる。また、筐体2内に受信部を設けると共に、受信部に指令信号を発信する送信機を設けてリモコン操作できるようにしてもよい。また、スマートフォンと呼ばれる携帯電話からインターネット回線および室内に設けたルーターを介して指令信号を掃除ロボット1に送信して遠隔操作できるようにしてもよい。

[0106] <集塵装置の詳細な説明>

(流入口について)

図4に示されるように、本発明の実施形態に係る掃除ロボット1は、離脱可能に装着される集塵装置30を備える。

図6～9に示されるように、集塵装置30は塵埃を集塵する集塵容器31を有する。また、図26に示されるように、集塵容器31は主に底部31x₁と側壁部31x₂とから構成され上方に側壁部31x₂の上端により規定された開口部31dを有する。そして、集塵装置30が掃除ロボット1から取り外され塵埃が廃棄される時を除き、通常、図9に示されるように集塵容器31の開口部31dはフィルタ部33によって覆われる。

[0107] 図15～17に示されるように、集塵装置30は、集塵容器31の開口部31dを上記フィルタ部33と共に覆うように、集塵容器31に対して開閉可能に軸支されたカバー部32を備えている。カバー部32内には、通常、上記フィルタ部33が圧入により収容されているが、フィルタ部33は必要に応じてカバー部32から離脱させることもできる。フィルタ部33をカバー部32から離脱可能とする構造については別の項目で詳述する。

[0108] 図7～9に示されるように、集塵容器31の前方側の側壁部31x₂には掃除ロボット1の吸込口6(図2参照)に連通する流入口31aが形成されて

いる。流入口31aは、集塵容器31の底部31x₁より上で、なおかつフィルタ部33より下となる位置に形成されている。より具体的には、流入口31aは、フィルタ部33の近傍に隣接して位置するように側壁部31x₂の上端近傍に形成されている。

[0109] この流入口31aからは上記吸込口6から塵埃と共に吸い込んだ空気を集め容器31へと導く流入路34が前方へ向かって延びるように一体に形成されている。流入路34は、掃除ロボット1の吸込口6に連通する吸引路11に離脱可能に接続される流入路先端34a₁と、集塵容器31の側壁部31x₂に接続され上記流入口31aを形成する流入路基端34a₂とを有している。

[0110] ここで、流入路34は、流入路先端34a₁から流入路基端34a₂へ向かうに従って底部31x₁との高低差が大きくなるように上傾斜状態で設けられる。これにより、流入口31aを集塵容器31の側壁部31x₂の上端近傍にフィルタ部33と隣接させて形成することが可能となる。この結果、集塵容器31の底部31x₁をロボット掃除機1の底板2a付近まで延設させることができ、集塵容量を大きく設計できる（図2参照）。

[0111] 以上の構成によれば、集塵容器31の底部31x₁をロボット掃除機1の底板2a付近まで延設できるため、同じ平面寸法であっても集塵容量が必然的に大きくなる。これにより、集塵装置30においては塵埃が満杯になるまでの時間が長くなり、ロボット掃除機1の掃除継続時間を延長できる。また、ロボット掃除機1の大型化を招くこともない。

[0112] また、上述の通り、集塵容器31の側壁部31x₂の上端近傍に流入口31aが形成されるので、集塵された塵埃は集塵容器31の底部31x₁から流入口31aまでの間、すなわち流入口31aよりも下に溜まることとなる。このため、図4に示されるように掃除ロボット1の筐体2の蓋部3を開き、集塵装置30を上方へ引き上げるようにして取り出すことが可能となり、また、取り出し時に集塵された塵埃が集塵容器31から零れ落ちることも防止できる。

なお、集塵容器31の開口部31dは側壁部31x₂上端に位置することが

好みしいが近傍でもよい。

以上説明したように、本発明の集塵装置30によれば、掃除機1本体からの取り出し時の塵埃の零れ落ち等の課題に対処し、この課題である問題を解消することが可能となる。つまり、流入口31aを集塵容器31の上位置に設けることで、取り出し時、集塵装置30等が多少傾くような場合でも、集塵された塵埃が流入口31aから零れ落ちるような問題がなくなる。また、集塵装置30を上方へと取り出すような場合には、さらに塵埃が零れ落ちるといった心配がなくなる。

[0113] (流入路と排出路の配置について)

前記の通り、集塵装置30は、集塵容器31に対して開閉可能に軸支されたカバー部32を備えている。図9に示されるように、カバー部32はフィルタ部33を通過した空気の出口となる排出口32aを有し、排出口32aからは排出路35が流入路34と重なるように前方へ向かって延びている。つまり、排出路35は流入路34と同一方向に延びている。

[0114] また、図9に示されるように、排出路35は、ロボット掃除機1の排気路12に離脱可能に接続される排出路先端35a₁と、カバー部32に接続され上記排出口32aを形成する排出路基端35a₂とを有している。排出路35は排出路基端35a₂から排出路先端35a₁へ向かうに従って流入路34と重なる対向部分が流入路34と平行に傾斜しており、排出路基端35a₂から排出路先端35a₁へ向かって末広がりとなる形状を有している。そして、流入路先端34a₁と排出路先端35a₁には外方へ張り出した面状の流入路フランジおよび排出路フランジが同一平面上に位置するようにそれぞれ形成されている。

[0115] 流入路フランジおよび排出路フランジが位置する平面は、ロボット掃除機1の中間収納室R2を構成する前方側の傾斜した仕切り壁39(図4参照)と平行になるように設定されている。この仕切り壁39は下方へ向かうに従って中間収納室R2の前後方向の間隔が小さくなるように傾斜しているので、流入路フランジおよび排出路フランジもまた中間収納室R2の前方側の仕

切り壁39と同様に傾斜することとなる。

[0116] 以上の構成によれば、排出路35が流入路34と重なるように流入路34と同一方向に延びるので、集塵装置30の前後方向の寸法を必要最小限の寸法に抑えることができる。また、排出路35のうち流入路34と対向する対向部分が流入路34と平行に傾斜して末広がりとなるので、集塵装置30の高さ方向の寸法を必要最小限の寸法に抑えつつ排気抵抗を抑えることができ、結果として塵埃を含んだ空気が集塵装置30へ流入する効率も向上する。

さらには、流入路フランジおよび排出路フランジが同一平面上に位置し、かつ中間収納室R2の前方側の仕切り壁39と同様に傾斜しているので、集塵装置30を中間収納室R2へセットすると、集塵装置30の前後方向の位置が自ずと定まり、吸引路11および排気路12との良好な接続が得られる。特に、流入路フランジおよび排出路フランジを同一平面状にすることができるため、掃除機1本体側の中間収納室R2側の吸引路11と、排気路12との密着状態を確保するための構成、設計が簡単になる。つまり、吸引路11と排気路12の端面を同一平面で傾斜させればよく、その端面には通常パッキン部材が設けられており、そのパッキン部材の密着状態を確実に確保できる。

なお、流入路先端34a₁と排出路先端35a₁は面状のフランジを有することが好ましいが、無くてもよい。

[0117] (取っ手の係止機構について)

図6～13に示されるように、カバー部32には、カバー部32に対して回動可能に軸支された取っ手36が設けられている。

図18～20に示されるように、カバー部32の両側面には集塵装置30の前後方向と直交する方向に向かって突出する軸部32iがそれぞれ形成されている。

一方、図21～23に示されるように取っ手36は平面視でコの字形状に形成され、両端に貫通孔36bがそれぞれ形成されている。

このため、取っ手36の両端に形成された貫通孔36bにカバー部32の

両側面に形成された軸部32iをそれぞれ嵌め入れるように挿入すると、カバー部32に対して取っ手36が回動可能となる。

[0118] 図18～20に示されるように、カバー部32上面の後方側には取っ手36の形状と対応するように窪んだ収納部32gが形成されている。図6～9に示されるように、収納部32gは取っ手36が起立させられていないときに取っ手36をその窪みの中に収納し、集塵装置30の上面を平坦にする作用を担う。

また、カバー部32には、取っ手36を起立させる際に収納部32gに収納された取っ手36を摘み易くするために収納部32gのほぼ中央部分より更に広範囲に亘って窪んだ凹部32bが形成されている。また、図32および33に示されるように、カバー部32の上面には後述するブラシ付き棒部材Kを収納する収納凹部32kが形成されている。

[0119] したがって、図4に示されるように、集塵装置30がロボット掃除機1に装着されている状態において、ユーザーが筐体2の蓋部3を開いて収納部32gに収納された取っ手36を摘んで上方へ回動させると、取っ手36は集塵装置30の上面よりも上方へ突出した起立状態となる。このため、ユーザーは起立状態となった取っ手36を持てして集塵装置30を上方へ引き上げることにより、ロボット掃除機1から集塵装置30を容易に取り出すことができる。

[0120] 図10に示されるように、取っ手36の軸支箇所には、カバー部32に対して取っ手36が回動させられ起立した状態となったときに互いに当接して取っ手36の回動を規制するための一対の規制部材38が設けられている。一対の規制部材38は、図10および図18～20に示されるように取っ手36の軸支箇所の後方近傍で収納部32gから上方に突出する突起部38aと、図10と図21と図23に示されるように取っ手36の両端部において取っ手36から突出する係止部36aとから構成されている。

[0121] 図16に示されるように、カバー部32に対して取っ手36が回動させられ起立状態となると、取っ手の係止部36aが軸支箇所の後方近傍で上方に

突出する突起部38aに係止され、取っ手36の回動が規制される。さらにこの際、係止部36aとは反対側の取っ手36の表面が収納部32gとカバ一部32の上面との間に形成された垂直面32cに当接することでも取っ手36の回動が規制される。

[0122] 図19～23に示されるように、取っ手36の軸支箇所の近傍には、上述の規制部材38に加え、取っ手36を起立状態で解除可能にロックするための一対の隆起部32j、36cが形成される。この一対の隆起部32j、36cについても、取っ手36の回動を規制、起立状態を維持する一対の規制部材の機能を果たす。つまり、上述した一対の規制部材38（突起部38aと係止部36b）に代えて、一対の隆起部32j、36cを設けることでも、同一機構を果たし、同一効果を期待できる。また、これらを同時に設けることで、取っ手36を起立状態を維持させる効果が助長される。

また、一対の隆起部32j、36cはカバー部32の軸部32iの周囲と取っ手36の貫通孔36bの周囲にそれぞれ形成され、取っ手36が回動させられ互いに当接したときに取っ手36の両端部が広がるように弾性変形し、取っ手36の隆起部36cがカバー部32の隆起部32jを乗り越えることができるよう傾斜面32j₁、36c₁をそれぞれ有している。

[0123] 取っ手36の隆起部36cがカバー部32の隆起部32jを乗り越えて取っ手36が起立状態となると、取っ手36の隆起部36cとカバー部32の隆起部32jが互いに当接し、取っ手36は起立状態を維持し、取っ手36の回動を規制する。特に、一対の隆起部32j、36cによる規制は、解除可能に起立状態をロックすることである。

なお、取っ手36の隆起部36cがカバー部32の隆起部32jを乗り越える際、取っ手36は両端部が広がるように弾性変形し元の状態に戻ろうとするため、取っ手36には取っ手36を起立状態へ強制的に導くような付勢力が作用し、ユーザーに取っ手36が起立状態にあることを明確に認識させることができる。上記付勢力は、取っ手36の起立状態を解除し、取っ手36を収納部32gに収納する際にも同様に作用する。

[0124] 以上の構成によれば、取っ手36の起立時に取っ手36は回動が規制され、起立状態を維持するように解除可能にロックされるため、ユーザーは集塵容器31やカバー部32を保持しなくても、取っ手36を持続することにより集塵装置30を安定した状態で持ち上げることができる。そして、集塵装置30を安定した状態で持ち上げることが可能になることから、集塵容器31の開放操作も容易になり、集塵された塵埃を確実に廃棄できるようになる。

なお、集塵容器31に対してカバー部32を係止する係止機構については後の項で詳細に説明する。

以上説明した本発明の集塵装置30において、取っ手36は一对の規制部材38または一对の隆起部32j、36c、また一对の規制部材38と一对の隆起部32j、36cの協働により起立状態が維持、あるいはロックされる。これは、集塵装置30を掃除機1本体からの取り出しを安定させる目的を達成できる。また、集塵装置30を安定させて取り出せることで、流入口31aからの塵埃の零れ落ちの課題、問題点を解消することにもなる。

[0125] (集塵装置の重心と取っ手の配置について)

図13に示されるように、カバー部32が閉じられた状態において、取っ手36の軸支箇所は、集塵装置30の全体の重心Gよりも流入口31a側に距離L1だけずれて位置している。これにより、ユーザーが起立状態にある取っ手36を持続し、ロボット掃除機1から集塵装置30を引き上げると、取っ手36の軸支箇所と集塵装置30全体の重心Gとのずれにより集塵装置30全体が、時計回りに回動しようとする。このため、ユーザーによって持ち上げられた集塵装置30は自然に流入口31aが上方へ向くようになり、集塵された塵埃が流入口31aから不意に流出するような事態を防止できる。このような構成は、流入口31aと底部31x₁との高低差が小さい場合でも、集塵された塵埃が流入口31aから零れ落ちることを防止するのに有効である。

したがって、集塵装置30の重心Gに対して取っ手36の支持位置を、流

入口31a側寄りにずらせる構成は、流入口31aからの塵埃を不用意な零れ落ちといった問題、課題を解消する手段となる。

[0126] 図17に示されるように、カバー部32と集塵容器31との係止を解除して集塵容器31を開放すると、集塵容器31はカバー部32に対する軸支箇所を中心に回動し前方へ変位する。これに伴い、集塵装置30全体の重心Gも前方へ移動する。取っ手36の軸支箇所は、集塵容器31を開放したときの集塵装置30全体の重心Gとの水平方向の距離L2がなるべく小さくなるように設定されるとよい。これにより、ユーザーが取っ手36を持ち、集塵容器31を開放させた際に集塵装置30全体の重心Gと取っ手36の軸支箇所との水平方向のずれが小さくなり、ユーザーが意図せずともカバー部32の上面は自ずとほぼ水平に維持されるようになる。これにより、開放された集塵容器31の開口部31dを下方へ向けやすくなり集塵された塵埃の廃棄が容易になる。

[0127] (係止機構について)

集塵容器31とカバー部32とを相対的に開放可能とするためには、それらを軸支する構成が必要となる。この構成を説明する前に、回動状態を規制する機構、つまり集塵容器31とカバー部32との相対的な開閉を規制する係止機構について説明する。

図9と図17に示されるように、係止機構は、カバー部32側に設けられた係止爪32dを有する係止部32eと、集塵容器31側に設けられて係止爪32dを引っ掛ける突起31bとで構成される。係止部32eは、回動可能にカバー部32の軸支部分側と反対の側面に揺動可能に枢着され、図示しない弾発部材（例えば、板バネ、コイルスプリング等）によって係止爪32dを突起31bに係止させる方向に付勢している。

[0128] また、係止部32eの付勢力に抗した方向に係止部32eを回動できるようにするために、カバー部32の側面における係止爪32dと反対側には凹み部32h（図9等を参照）が形成されている。そのため、図17に示されるように、突起31bに係止した係止部32eの上端を押すと、係止部32

e の下端の係止爪 3 2 d が突起 3 1 b と離間し、係止状態が解かれる。これにより、集塵容器 3 1 がカバー部 3 2 に対し開放される。

また、係止機構において、カバー部 3 2 の側面の左右方向の中央部を窪ませた凹み部 3 2 h 内に係止部 3 2 e が設けられているのに合わせて、集塵容器 3 1 の側面においても突起 3 1 b に対応する部分を窪ませた凹み部 3 1 e 内に突起 3 1 b が設けられている。これにより、係止機構を集塵装置 3 0 から突出させないようにしている。そのため、この集塵装置 3 0 を掃除機本体の中間収納室 R 2 に装着すると、係止機構の係止状態が不意に解除してしまうようなことがない。また、掃除機本体側の中間収納室 R 2 の内側面を単純な平坦面に形成でき、係止機構部分に合わせた複雑な形状に形成する必要がなくなる。

[0129] (集塵容器の軸支構造について)

一方、図 25 と図 26 に示されるように、フィルタ部 3 3 は、前記カバー部 3 2 に着脱可能に取付けられる。このフィルタ部 3 3 の上面とカバー 3 2 の下面との間には、図 9 に示されるように空間 5 0 が形成されており、この空間 5 0 が排気空間となる。集塵容器 3 1 内からフィルタ部 3 3 を通過した空気は、排気空間 5 0 を経由して、集塵装置 3 0 から掃除機本体側へ排気される。つまり、図 2 に示されるように、フィルタ部 3 3 を通過した空気は、掃除機本体側の排気路 1 2 と連通する排出路 3 5 へ導入される。そのため、カバー部 3 2 の流入路 3 4 側の側面に排出路 3 5 が一体成形されている。

[0130] また、図 7 と図 24 に示されるように、カバー部 3 2 の排出路 3 5 の長手方向の両端部から外側へ向かって突出する一対の支持軸 3 5 a が一体成形されている。この支持軸 3 5 a に、集塵容器 3 1 に一体成形された一対の短筒状ボス部 3 1 c が軸支されている。このボス部 3 1 c は、集塵容器 3 1 の側面から突出して設けられており、支持軸 3 5 a が挿入される支持孔を有している。一対のボス部 3 1 c に一対の支持軸 3 5 a を挿入することで、カバー 3 2 が集塵容器 3 1 に対して回動可能に取り付けられる。

なお、変形例として、カバー部 3 2 にボス部が設けられ、集塵容器 3 1 に

支持軸が設けられてもよい。また、一対の支持軸35aは、カバー部32に一体形成されている排出路35の側面から突出させるように設けている。つまり、カバー部32に設ければよいことであって、カバー部32本体に直接設けるようにしてもよい。

[0131] 図24と図27に示されるように、一対の支持軸35aの一方には、付勢部材としてのコイルスプリング37が嵌め込まれている。そして、このコイルスプリング37の一端は、カバー部32側に、他端は集塵容器31の上記ボス部31c側に係止されている。このコイルスプリング37の付勢力によって、図14～図17に示されるように、集塵容器31は大きく開放する。

一方、コイルスプリング37を省略した場合、カバー部32を水平状態に維持した状態で集塵容器31を自重により開放したときの開放角度は90度以下となる。しかし、カバー部32を水平状態から係止機構を下げた状態または上げた状態にすると、集塵容器31の開口部31dが閉じた状態または開口部31dが上に向いた状態になる。そのため、集塵容器31内の塵埃を排出し難くなり、集塵容器31が深いほど顕著になる。

このように集塵容器31から塵埃を排出し難い状態になると、両手を使って集塵容器31の開口部31dが下に向くように操作する必要がある。このような操作を行うのであれば、当然のこととして、集塵容器31を回動可能に軸支する構成の代わりに、集塵容器31からカバー部32を取り外しきれる構成にする方が構造を簡略化できる。

[0132] 本発明においては、片手でも取っ手36を持ち、係止状態を解けば、図17に示されるように、コイルスプリング37の付勢力によって90度を越える開放角度で集塵容器31の開口部31dが大きく開くため、開口部31dが下方を向くこととなり、集塵容器31内の塵埃を手を汚すことなく簡単に排出できる。この際、集塵容器31の底部31x₁が下に向くように傾斜し、開口部31dも下向きに傾斜し、集塵容器31の側壁部31x₂が開口部31dに向かって下方へ傾斜した状態となる。この状態は、集塵容器31内の塵埃を開口部31d側へ移動し易くしているため、廃棄処理の操作を簡単に行

える。

[0133] なお、本発明において開口部31dが下方を向くとは、集塵容器31に集塵された塵埃がその自重によって開口部31dから自然に排出されるように開口部31dが下向きになった状態を広く意味し、必ずしも開口部31dが鉛直下方に向いた状態のみを意味するものではない。

[0134] 集塵容器31を開放させる操作は、先に説明したとおり、係止機構による係止爪32dと突起31bとの係止を解くことで行われ、それにより集塵容器31が自動的に大きく開放する。また、取っ手36においては、一対の規制部材38または一対の隆起部32j、36c、またこれらの協働の作用により回動状態が規制されるため、取っ手36を持ちカバー部32を水平に維持した状態で、集塵容器31を開放することができる。そのため、前記のように、塵埃を排出しやすい状態、すなわち、集塵容器31の開口部31dが下方を向く状態で廃棄処理操作を行うことができる。

以上、本発明の集塵装置30によれば、集塵容器31内の集塵された塵埃の廃棄を処理の問題点、課題を解消するものである。つまり、集塵するための集塵容器31の開放角度を大きくすることを可能にしており、集塵された塵埃の廃棄処理操作を確実、かつ簡単にできる。

[0135] (集塵容器の導入板について)

前記のように、本発明の集塵容器31の流入口31aは開口部31d付近の位置に形成されているため、流入口31aから集塵容器31内に吸引された空気はフィルタ部33に直接導かれることになる。これでは、空気中に含まれる塵埃が直接的にフィルタ部33で捕集されるため、フィルタ部33における流入口31aの近傍部分が局所的に目詰まりしやすくなる。このような点を解消するためにも、本発明はさらに図9および図34(A)に示されるように、本発明の集塵装置30には導入板34bが設けられている。

[0136] この導入板34bは、集塵容器31の側壁部31x₂内面における流入口31aの近傍に配置されており、流入口31aから集塵容器31内へ流入した気流を底部31x₁側へ案内する。

導入板34bは、流入口31aの上縁に沿って配置された基端部34b₁と、底部31x₁側へ向けて端部が配置された先端部34b₂と、基端部34b₁と先端部34b₂とに連設された中間部34b₃とを有し、中間部34b₃は流入口31aから集塵容器31内へ導入された気流を徐々に底部31x₁へ案内する形状に形成されている。具体的には、中間部34b₃は、先端部34b₂が底部31x₁に対して垂直方向に向くように湾曲形状に形成されている。また、図9および図26に示されるように導入板34bは、基端部34b₁から先端部34b₂に亘って両側に側壁部34b₄を有しているため、全体としてダクト口形状に形成されている。

[0137] また、図26に示されるように導入板34bは、左右の側壁部34b₄と一体成形されたブロック形の取付部34b₅を有しており、集塵容器31の底面から突出した左右一対の突起部に一対の取付部34b₅が、例えば、ネジ止めや接着等により固定されている。図2および図9に示されるように、流入路34を斜め上方に向かって進む気流は、導入板34bによって流入口31aから徐々に集塵容器31の底面へ案内されるため、気流に与える抵抗が抑制され、この結果、吸引力の低下が抑制される。

流入口31aを覆い、かつ集塵容器31の底面と対向して開放されるダクト口形状の導入板34bを設けた点は、集塵容器31の流入口31aを上位置に形成した点と合わせて、集塵容器31を深い容器形に形成することを可能としている。

[0138] 前記のように、導入板34bを設けたことにより、流入口31aから集塵容器31内へ流入した気流は底面へと向かう。これにより塵埃の一部、例えば、大きな塵埃は底面に堆積し、空気中に含まれる小さな塵埃はフィルタ部33へと導かれる。その結果、フィルタ部33は直接的に流入口31aから吸気された空気中の塵埃を捕集することができなく、フィルタ部33の目詰まりが抑制される。しかも、フィルタ部33は、局所的に塵埃を捕集するといったことがなく、集塵容器31に堆積しなかった細かな塵埃をフィルタ全域で捕集できる。よって、フィルタ部33のメンテナンスおよび交換時期を延長

することができる。なお、この場合、「メンテナンス」とは、フィルタ部33に付着した塵埃を除去する清掃作業である。

[0139] 図34(B)は導入板の変形例1を示す斜視図であり、図34(C)は導入板の変形例2を示す斜視図である。

図34(B)に示された導入板34b_aは、集塵容器31の底面に近接する先端部34b₂₁が櫛歯状に形成されている。このようにすれば、導入板34b_aの櫛歯状先端部34b₂₁の隙間部分(スリット)を空気が通過する際、糸屑、髪の毛等の細長い塵埃が櫛歯部分に引っ掛かって捕集される。また、図34(C)に示された導入板34b_bは、格子状先端部34b₂₂を有しており、このようにしても同様の効果が得られる。

[0140] 本実施形態では、集塵容器31の軸支部分側に流入口31aおよび導入板34bが設けられている。そのため、図17に示されるように、集塵容器31を開放して内部の塵埃を廃棄する際、塵埃が導入板34bに引っ掛けたて集塵容器31内から排出されないという不具合がない。

[0141] なお、本実施形態では、導入板34bが集塵容器31に設けられている場合を例示したが、フィルタ部33に設けられてもよい。この場合、例えば、フィルタ部33の枠体33bに導入板34bの基礎部を一体状に連設させることができる。

また、カバー部32に導入板34bを設けてもよい。この場合、集塵容器31に対してフィルタ部33およびカバー部32を閉じた状態において、カバー部32側から集塵容器31側へ導入板34bを突出させるための切欠き部をフィルタ部33に形成すると共に、この切欠き部と導入板34bとの隙間を塞ぐシール部もカバー部32に設ける。また、カバー部32をフィルタ部33に対して回動させると導入板34bが切欠き部を通過できるように構成する。

[0142] (集塵容器とフィルタ部とカバー部の軸支構造について)

図13に示されるように、フィルタ部33は、先に説明したように、通常、カバー部32内に収容保持された状態にある。そのため、カバー部32に

フィルタ部33を着脱可能に設けることでも十分にその機能を期待できる。

一方、フィルタ部33に付着した塵埃を除塵するためには、フィルタ部33をカバー部32から取り外す必要がある。この際、集塵容器31を開放すると、カバー部32に装着されたフィルタ部33の塵埃が付着した面が露出する。そして、塵埃が付着した面を露出させたフィルタ部33をユーザーがカバー部32から手作業で取り外すことになるため、ユーザーの手が塵埃で汚れてしまう。

[0143] この不具合を解消するために、本発明では、図13に示されるように、集塵装置30の使用時にはフィルタ部33をカバー部32内に収容し、図25に示されるように、フィルタ清掃時にはフィルタ部33がカバー部32から外れて集塵容器31の開口部31dを覆うことができるよう、フィルタ部33が集塵容器31およびカバー部32に対して回動可能となっている。

すなわち、図11、図24および図26に示されるように、カバー部32はフィルタ部33と集塵容器31の開口部31dとを覆うように集塵容器31に開閉可能に軸支されており、フィルタ部33も集塵容器31におけるカバー部32の軸支部分近傍に回動可能に軸支されている。

[0144] フィルタ部33の軸支部分とカバー部32の軸支部分とは、同一軸心上に配置されてもよく、互いに平行な異なる軸心上に配置されていてもよいが、構造が簡素化できる上で同一軸心上に配置されていることが好ましい。

具体的には、図24～図27に示されるように、集塵容器31は、先に説明したように開口部31dの近傍に所定間隔をもって同一軸心上に配置された前記一対の短筒状ボス部31cを有している。カバー部32の軸支部分は、集塵容器31の一対のボス部31cの間に設けられると共に、各ボス部31cの孔に挿入される一対の支持軸35aを有してなる。また、フィルタ部33の軸支部分は、集塵容器31の一対のボス部31cの両側に設けられると共に、各ボス部31cの孔に挿入される一対の支持軸33d₁を有してなる。

[0145] 詳しく説明すると、図28～図30に示されるように、フィルタ部33は

、空気を通過させながら塵埃を捕集するためのひだ状のフィルタ本体33aと、このフィルタ本体33aの周囲を囲む樹脂製（例えば、ABS樹脂）の枠体33bと、枠体33bの外周部に一体状に設けられたパッキン部材33b₁とを有してなる。この枠体33bの側面に、一对の突出片33dが一体成形されており、一对の突出片33dの各対向面にはほぼ半球形の前記支持軸33d₁が一体成形されている。

フィルタ部33の一対の支持軸33d₁は半球形であることに加え、枠体33bと一对の突出片33dと一对の支持軸33d₁とは樹脂にて一体成形されているため、一对の支持軸33d₁の間を弾性的に容易に広げることができる。したがって、集塵容器31の各ボス部31cの孔にフィルタ部33の一対の支持軸33d₁を外側から容易に挿入することができる。

[0146] 図13と図15に示されるように、カバー部32は、フィルタ部33を通過した空気を排出する前記排出路35の入口となる前記排出口32aを有している。そして、この排出口32aの近傍、具体的には、排出路35の両側に前記支持軸35aが一体成形されている（図15参照）。図24に示されるように、カバー部32の一対の支持軸35aの端面間の距離は、集塵容器31の一対のボス部31c内側の間の距離よりも僅かに長く設定されている。

よって、カバー部32を集塵容器31に取り付ける際は、一方のボス部31cに一方の支持軸35aを挿入した後、他方のボス部31cに他方の支持軸35aを斜めから押し込むことにより挿入できる。

[0147] これにより、図10～図17に示されるように、通常、フィルタ部33はカバー32の収容凹部内にパッキン部材33b₁にて圧入された状態で収納されており、カバー32とフィルタ部33とが集塵容器31に対して回動可能となっている。したがって、この軸支構造は、集塵容器31を開放して内部の塵埃を廃棄する操作には全く影響はない。しかも、フィルタ部33の一対の支持軸33d₁は、集塵容器31の一対のボス部31cがカバー部32の一対の支持軸35aから離脱するのを防止する規制部材を兼ねているため、こ

のような規制部材を新たに設ける必要がないメリットが得られる。

[0148] さらに、フィルタ部33の枠部33bの一対の突出片33dの弾性変形を利用して一対の支持軸33d₁の間を弾性的に広げることにより、フィルタ部33を集塵容器31の一対の短筒状軸部31cから容易に取り外すことができ、新しいフィルタ部33の取り付けも同様に弾性変形を利用できるため、フィルタ部33の交換を簡単に行うことができる。

また、フィルタ部33のフィルタ本体33aに付着した塵埃を除去する際は、図25に示されるように、カバー部32を集塵容器31およびフィルタ部33に対して開放することにより、フィルタ部33のみが集塵容器31の開口部31dを覆うカバー部開放状態にセットすることができる。図32に示されるように、この状態で、棒部材Kを矢印方向の左右に移動させてフィルタ本体33aの上面のひだ部に擦りつけて振動させることで除塵を行える。この除塵操作は、フィルタ本体33aの塵埃が付着した塵埃捕集面を集塵容器31内に収納した状態で行えるため、室内に塵埃を飛散させず、ユーザーも手を汚すことなく衛生的に簡単に行える。

[0149] 除塵操作後は、図14～図17に示されるように、フィルタ部33をカバー部32に収容するように、フィルタ部33を回動させて集塵容器31を開放すれば、集塵容器31内の塵埃を廃棄することができる。

前記のように、フィルタ本体33aは、山と谷を繰り返すひだ状に形成されているため、山部分に棒部材Kを順次擦りつけることでフィルタ本体33aを振動させることができ、除塵効果を高めることができる（図29、図32参照）。これに加え、フィルタ面積が増加するため、フィルタ本体33aの目詰まりが抑制されており、除塵操作を頻繁に行わなくてもよくなるメリットが得られる。なお、フィルタ本体33aはこの形状に限定されるものではなく、一般的な平面状でもよいが、ひだ状の方が前記メリットを得ることができるとため好ましい。

このように、フィルタ部33を集塵容器31に回動可能に軸支し、その軸支部分をカバー部32の集塵容器31に対する軸支部分と同一軸心上に配置

することで、フィルタ部33の取り扱いが非常に利便性のよいものとなると共に、軸支構造を簡素化することができる。

[0150] (フィルタ部を容易に回動させる構成について)

前記のように、フィルタ部33の枠体33bの全周囲には、ゴム、軟質樹脂等からなる薄い帯状のパッキン部材33b₁が一体状に設けられている(図28参照)。図13に示されるように、集塵容器31の開口部31dをフィルタ部33およびカバー部32にて覆うと、パッキン部材33b₁の下面が集塵容器31の開口部31dの開口端縁に当接するため、集塵容器31内の空気漏れが防止され、集塵容器31内が密封される。また、フィルタ部33をカバー部32内に収納した状態において、パッキン部材33b₁はカバー部32の内周面と圧接しており、これによりフィルタ部33はカバー部32に圧入された状態で保持されると共に、フィルタ部33を通過した後の排気空間50の密閉状態が確保されている。

[0151] このような構成により、図14～図17および図26に示されるように、カバー部32に対し集塵容器31を開放(回動)させると、フィルタ部33はカバー部32内に圧入されて保持された状態を維持する。

フィルタ部33のフィルタ本体33aの除塵を行う場合、図25および図32に示されるように、フィルタ部33をカバー部32内から離脱させる必要があるが、集塵容器31に対して単にカバー部32を開放しただけでは、図26に示されるように、フィルタ部33がカバー部32内に保持された状態を維持するため、フィルタ部33の塵埃捕集面が露出してしまい、ユーザーが塵埃捕集面に触れるという不具合を生じるおそれがある。

[0152] このような不具合を解消するために、図10と図25に示されるように、フィルタ部33はパッキン部材33b₁の少なくとも1箇所に凸部33eを有し、カバー部32は凸部33eと対向する位置に凸部33eを露出させるための切欠き部32fを有している。

集塵容器31の開口部31dをカバー部32にて閉じた状態のとき(図10参照)、凸部33eを指で押さえ、係止機構を解除し、カバー部32を開

くことで、集塵容器31の開口部31dはフィルタ部33にて閉じられた状態を維持される（図25参照）。つまり、ユーザーは、フィルタ部33の塵埃捕集面を外部に露出させることなく、簡単にフィルタ部33をカバー部32内から離脱させることができる。そして、前記のように、棒部材Kを用いてフィルタ部33を振動させることにより、塵埃捕集面に捕集された塵埃を集塵容器31内へ振り落とすことができる（図32参照）。このとき、フィルタ部33のパッキン部材33b₁が集塵容器31の開口端縁に密着しているため、塵埃が集塵容器31内から外部に飛散しない。

[0153] また、フィルタ部33の凸部33eは、フィルタ部33の軸支部分と反対側に設けられている。これにより、凸部33eを指で軽く押さえても容易にフィルタ部33をカバー部32から外すことができる。

また、指が凸部33eに引っ掛かり易くなるように、凸部33eはその露出部分に滑止め部を有している。図31に示されるように、滑止め部は、例えば、ローレット加工面の如く、凸部33eの露出表面に形成された小さな凹凸群からなる。

[0154] <他の実施形態>

本発明は図面に示された実施形態に限定されず、以下のように構成してもよい。

(I) 図面で示された集塵装置は、集塵容器31とカバー部32とフィルタ部33とが相対的に回動できるように相互に連結された軸支部分が、流入口31aおよび排出口32a側に配置されたものであるが、軸支部分は流入口31aおよび排出口32aと反対側に配置されてもよい。この場合、フィルタ部33と共にカバー部32にて集塵容器31の開口部31dを閉じた状態をロックする係止部32eおよび突起31bを、流入口31aおよび排出口32aの横に配置すればよい。また、集塵容器31内の塵埃を廃棄する際は、取っ手36を持って集塵容器31を開放した後、集塵容器31を縦にして流入口31aと軸支部分との間から塵埃を廃棄すればよい。

[0155] (II) 図面で示された集塵装置は、カバー部32の排気口32aを集塵容器

3 1 の流入口 3 1 a と同じ側に配置されたものであるが、排気口 3 2 a を流入口 3 1 a とは反対側に配置してもよい。この場合、係止部 3 2 e および突起 3 1 b を排出口 3 2 a の横に配置すればよい。なお、この構成 (II) は前記構成 (I) にも適用できる。

[0156] (III) 前記構成 (II) を有する集塵装置は、吸込口を有するヘッド部がホースを介して掃除機本体に接続される通常の掃除機の集塵装置として適用可能である。この場合、集塵容器 3 1 の流入路 3 4 の傾斜を無くして水平にすることができる。

符号の説明

[0157] 1 自走式掃除機（掃除口ボット）

6 吸込口

1 1 吸引路

1 2 排氣路

3 0 集塵装置

3 1 集塵容器

3 1 a 流入口

3 1 d 開口部

3 1 x₁ 底部

3 1 x₂ 側壁部

3 2 カバー部

3 2 a 排出口

3 3 フィルタ部

3 3 b₁ パッキン部材

3 3 e 凸部

3 4 流入路 3 4 b 導入板

3 5 排出路

3 5 a 支持軸

3 6 取っ手

G 重心

請求の範囲

- [請求項1] 塵埃を収容する集塵容器と、掃除機の底部の吸込口から吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入口と、集塵容器に流入した塵埃と空気とを案内する導入板と、その空気を通過させて塵埃を捕集するフィルタ部とを備え、
集塵容器は、底部と、底部の周縁から立ち上がると共に一部が流入口の縁部を構成する側壁部と、側壁部により周が規定されると共にフィルタ部が配置される開口部とを有してなり、
導入板は、側壁部内面における流入口の近傍に配置されて流入口から集塵容器内へ流入した気流を底部側へ案内する集塵装置。
- [請求項2] 導入板は、流入口の上縁に沿って配置された基端部と、底部側へ向けて端部が配置された先端部と、基端部と先端部とに連設された中間部とを有し、中間部は流入口から集塵容器内へ導入された気流を徐々に底部へ案内する形状に形成された請求項1に記載の集塵装置。
- [請求項3] 中間部は、先端部が底部に対して垂直方向に向くように湾曲形状に形成された請求項2に記載の集塵装置。
- [請求項4] 開口部を有しあつ塵埃を収容する集塵容器と、掃除機の底部の吸込口から吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入口と、集塵容器に流入した空気を通過させて塵埃を捕集するフィルタ部と、フィルタ部と集塵容器の開口部とを覆うように集塵容器に開閉可能に軸支されたカバー部とを備え、
フィルタ部は、その外周部にカバー部に圧入されるパッキン部材を有すると共に、このパッキン部材の少なくとも1箇所に凸部を有し、
カバー部は、フィルタ部の凸部を露出させるための切欠き部を凸部と対向する位置に有している集塵装置。
- [請求項5] フィルタ部は、集塵容器におけるカバー部の軸支部分近傍に回動可能に軸支されている請求項4に記載の集塵装置。
- [請求項6] 凸部は、フィルタ部の軸支部分と反対側に設けられている請求項5

に記載の集塵装置。

[請求項7]

塵埃を収容する集塵容器と、掃除機の底部の吸込口から吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入路と、集塵容器に流入した空気を通過させて塵埃を捕集するフィルタ部とを備え、

集塵容器は底部と底部の周縁から立ち上がる側壁部と側壁部により周が規定される開口部とを有し、

流入路は吸込口と連通する吸引路に離脱可能に接続されるべき流入路先端と集塵容器の側壁部に接続され塵埃の流入口を形成する流入路基端とを有し、

流入路先端から流入路基端へ向かって傾斜し側壁部の上端近傍に前記流入口が形成されてなる集塵装置。

[請求項8]

フィルタ部は集塵容器の開口部を覆うように設けられる請求項7に記載の集塵装置。

[請求項9]

開口部を有しあつ塵埃を収容する集塵容器と、集塵容器の側壁部に設けられ掃除機の底部の吸込口から吸い込まれた塵埃を空気と共に集塵容器に流入させる流入口と、集塵容器の開口部を覆うように集塵容器に開閉可能に軸支されたカバー部と、カバー部に回動可能に軸支された取っ手とを備え、取っ手が支持され、カバー部が閉じられた状態において取っ手の軸支箇所は全体の重心よりも流入口側にずれて位置している集塵装置。

[請求項10]

取っ手が支持され、カバー部が開かれた状態において取っ手の軸支箇所は水平方向において全体の重心の近傍に位置している請求項9に記載の集塵装置。

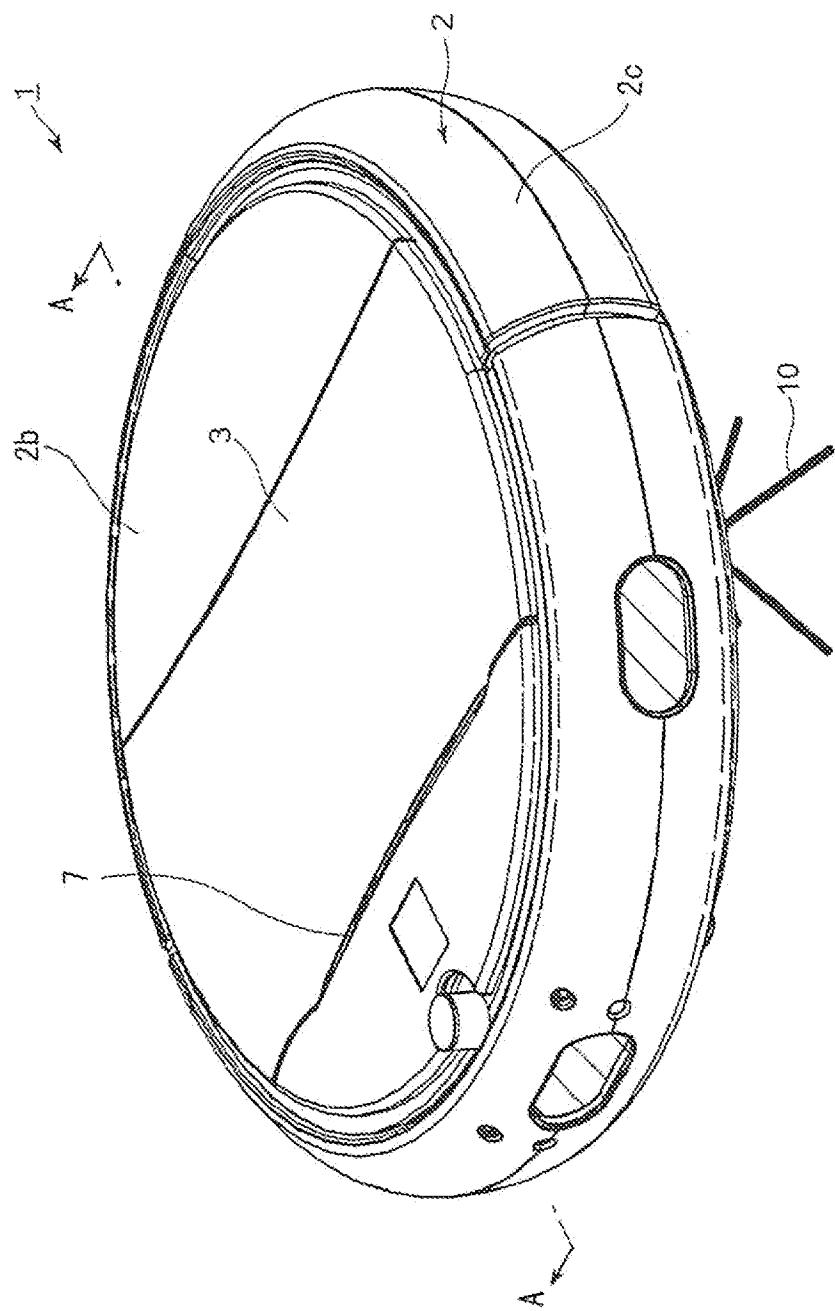
[請求項11]

開口部を有しあつ塵埃を収容する集塵容器と、集塵容器の開口部を覆うように集塵容器に開閉可能に軸支されたカバー部と、カバー部に回動可能に軸支された取っ手とを備え、カバー部と取っ手は、カバー部に対して取っ手が回動させられ起立した状態となったときに互いに当接して取っ手の回動を規制する一対の規制部材をそれぞれ有する集

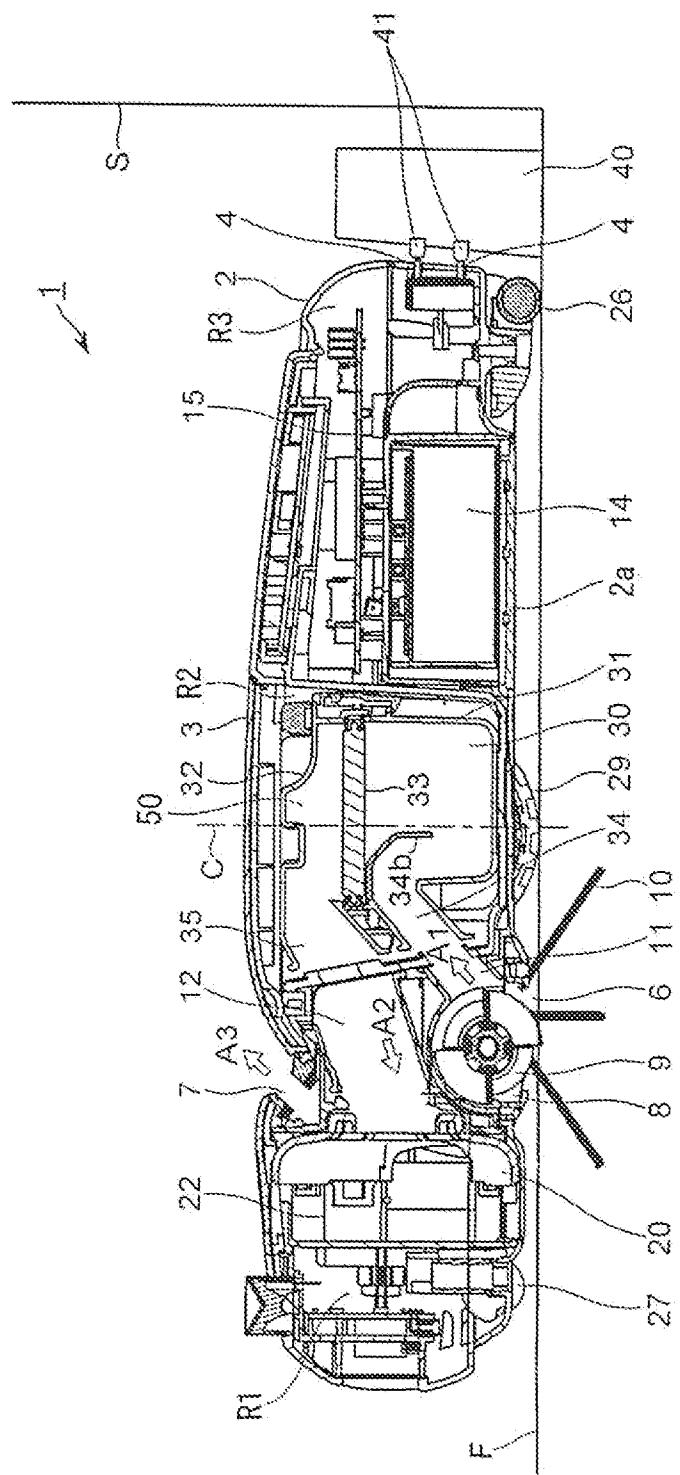
塵装置。

- [請求項12] 一対の規制部材は取っ手の軸支箇所の近傍でカバーの表面から突出する突起部と、取っ手から突出する係止部とからなる請求項11に記載の集塵装置。
- [請求項13] 一対の規制部材は、カバー部と取っ手側に、取っ手の軸支箇所の周囲に互いに当接して取っ手を起立状態で解除可能にロックするための一対の隆起部をそれぞれ有する請求項12に記載の集塵装置。
- [請求項14] 開口部を有しあつ塵埃を収容する集塵容器と、集塵容器の開口部を覆うように集塵容器に開閉可能に軸支されたカバー部と、カバー部が閉じた状態を維持するように集塵容器とカバー部とを解除可能に係止する係止部と、カバー部を開く方向に付勢する付勢部材とを備え、カバー部は閉じた状態において集塵容器の開口部を覆い、係止部の係止が解除されると 90° を超える角度まで回動する集塵装置。
- [請求項15] 集塵容器とカバー部のいずれか一方は他方を回動可能に軸支する支持軸を有し、他方は前記支持軸に嵌る貫通孔が形成されたボスを有し、付勢部材は支持軸に嵌められて支持軸とボスとの間に介在するコイルスプリングからなる請求項14に記載の集塵装置。

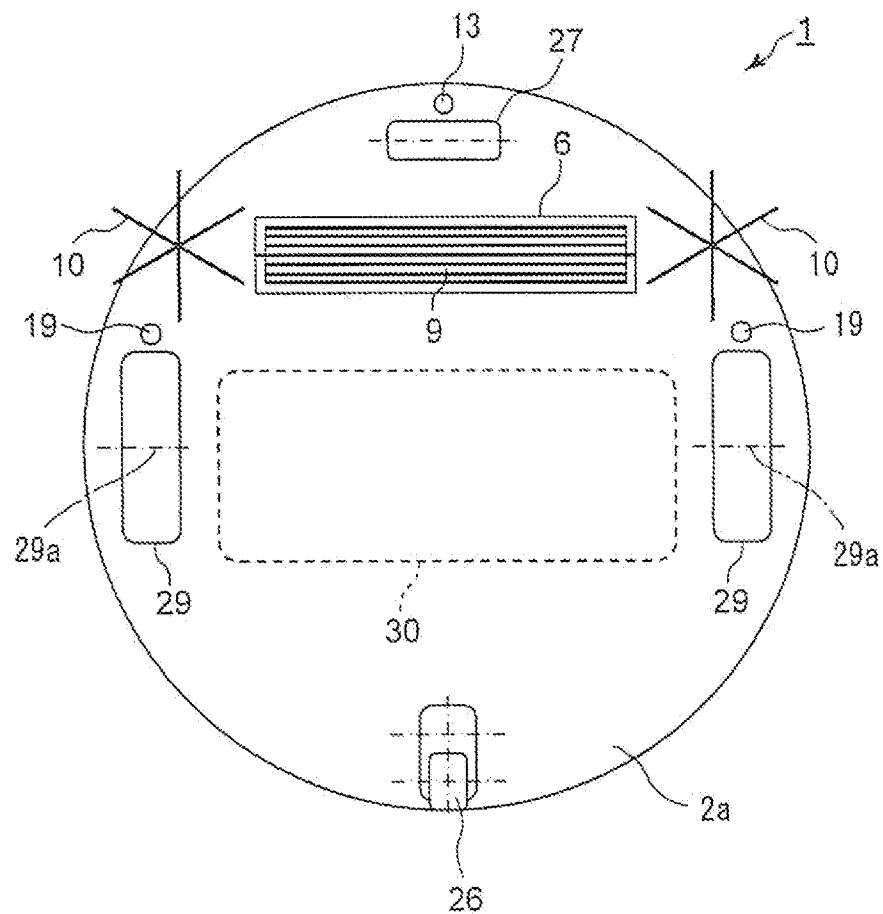
[図1]



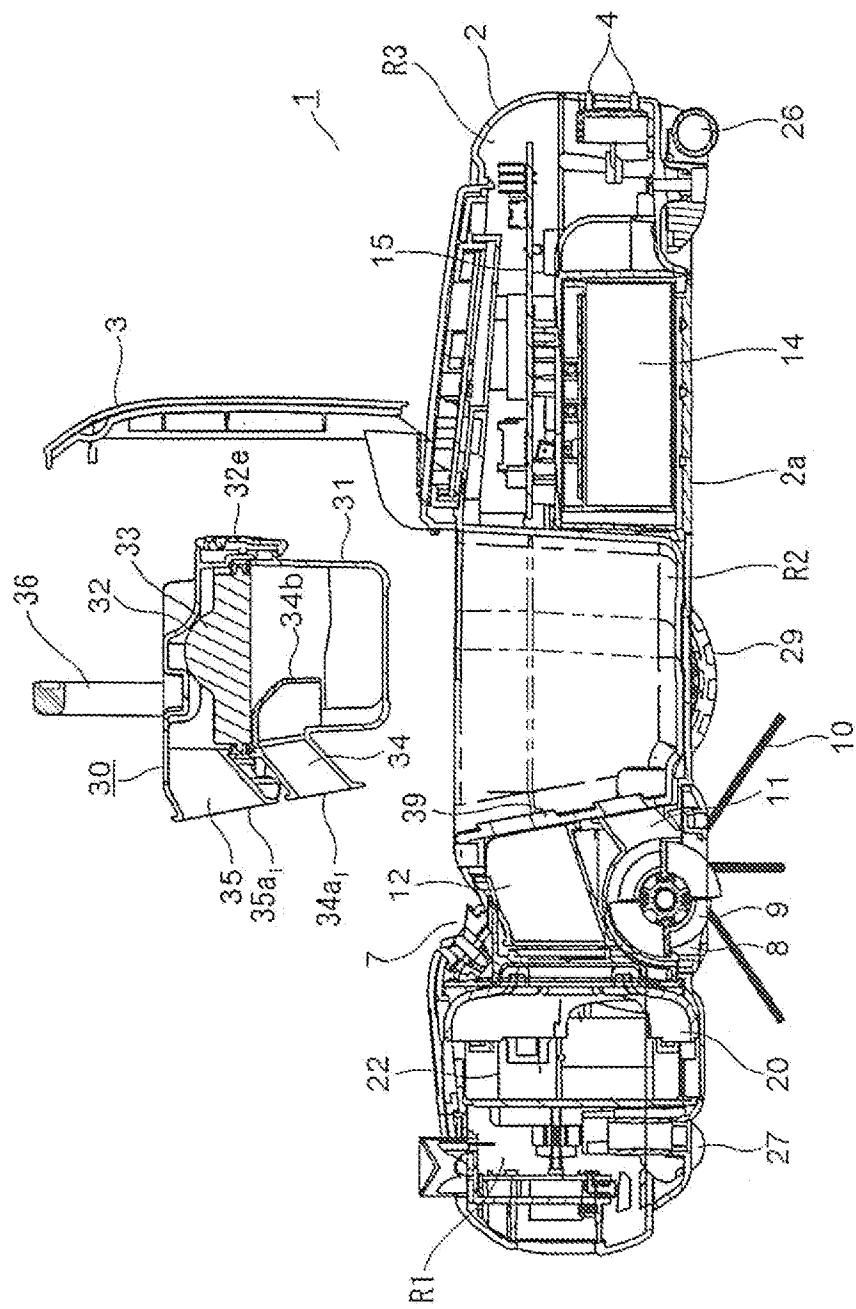
[図2]



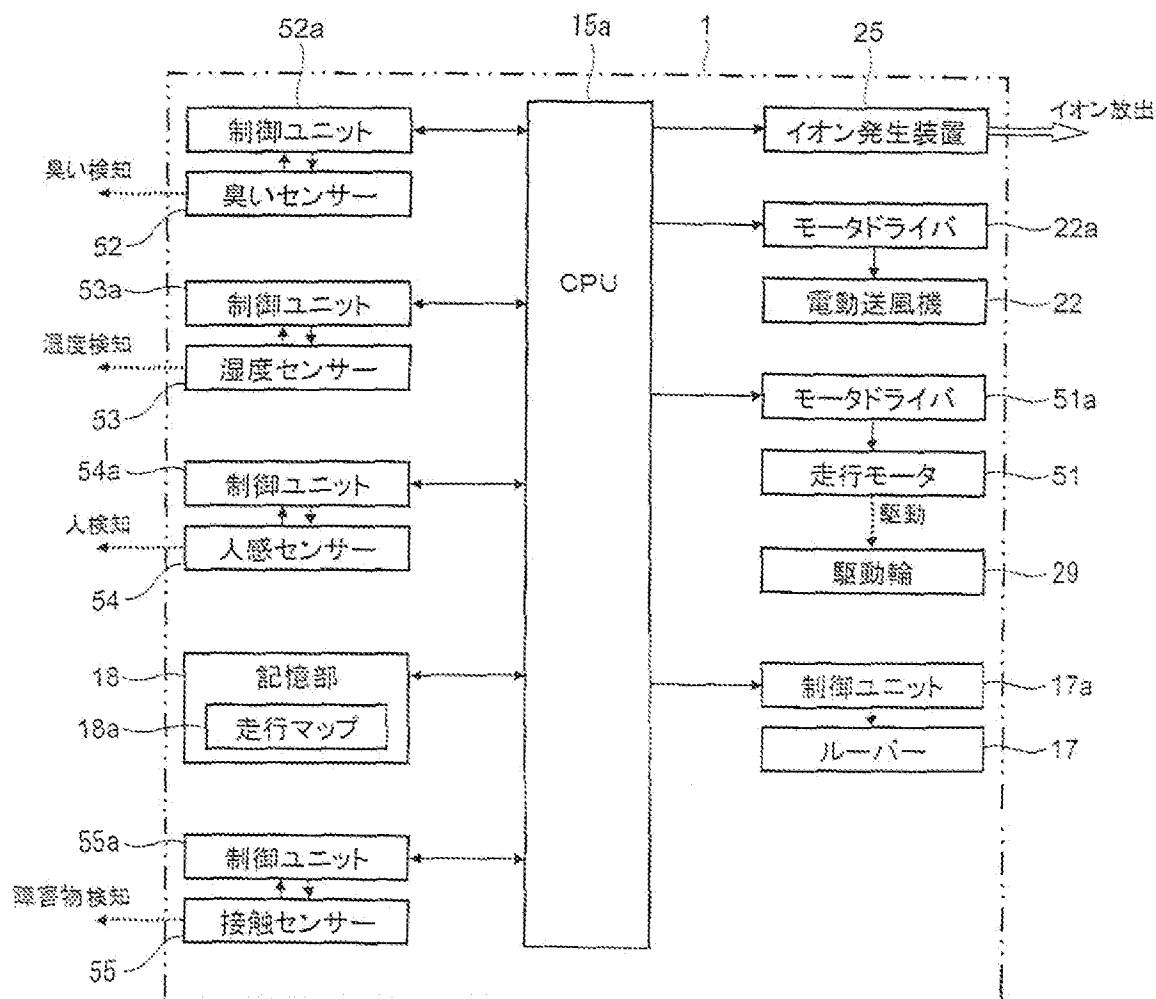
[図3]



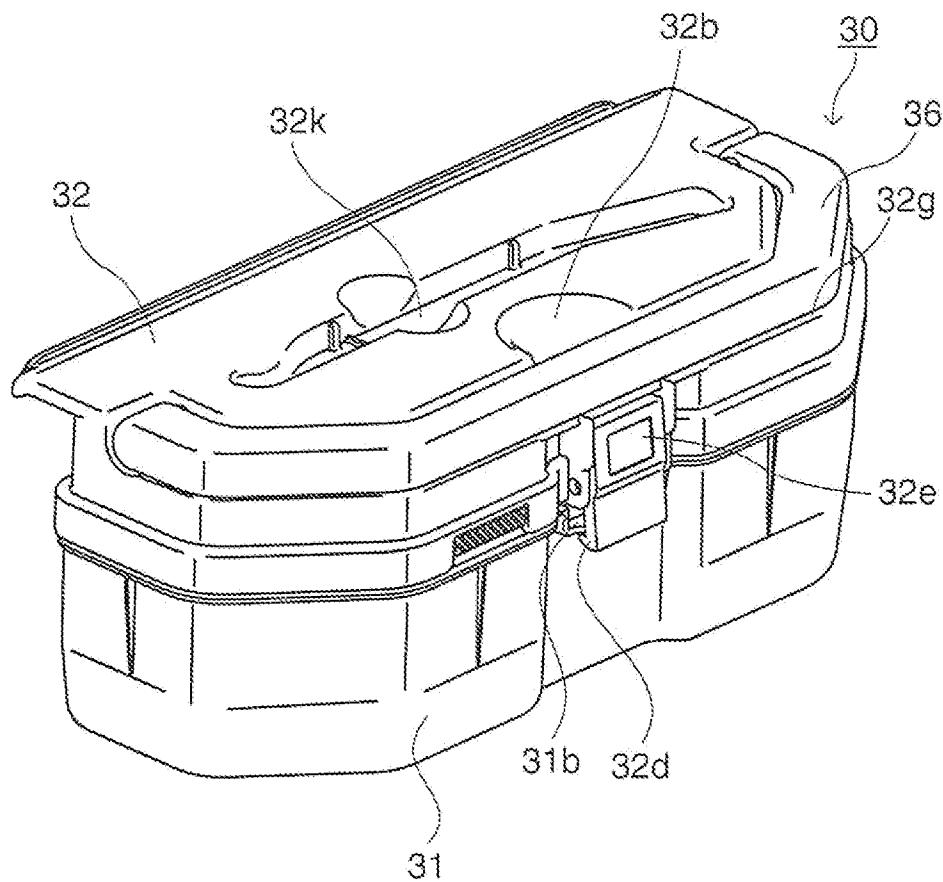
[図4]



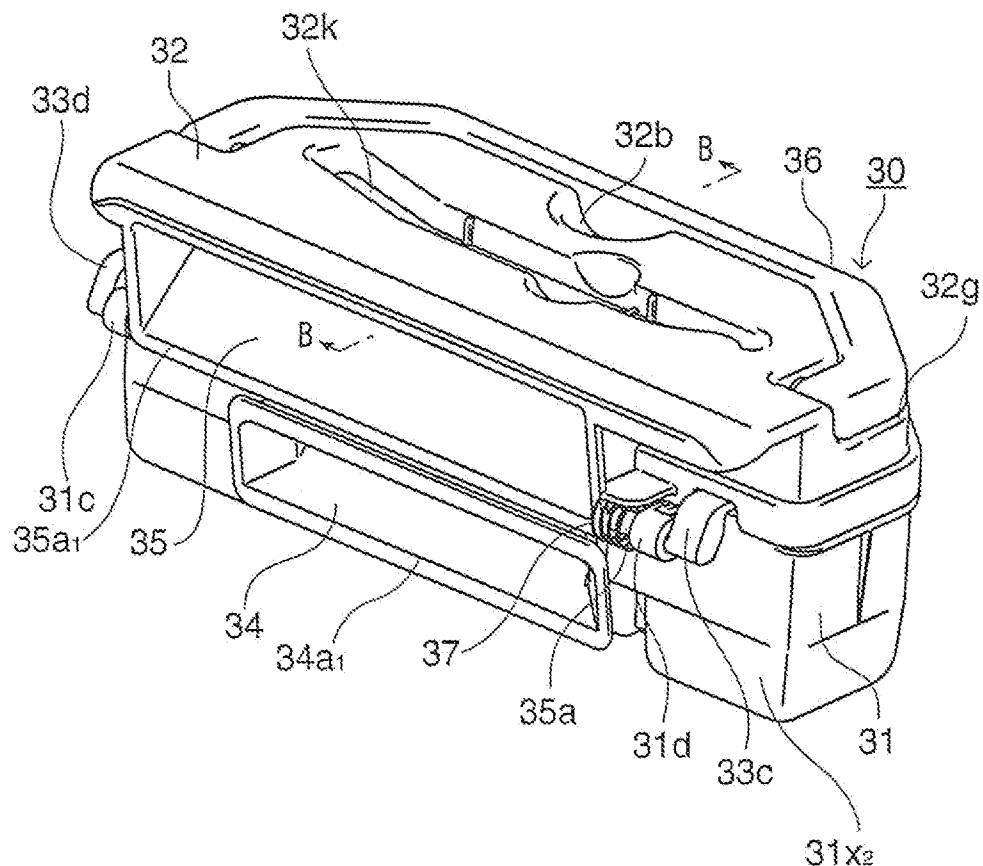
[図5]



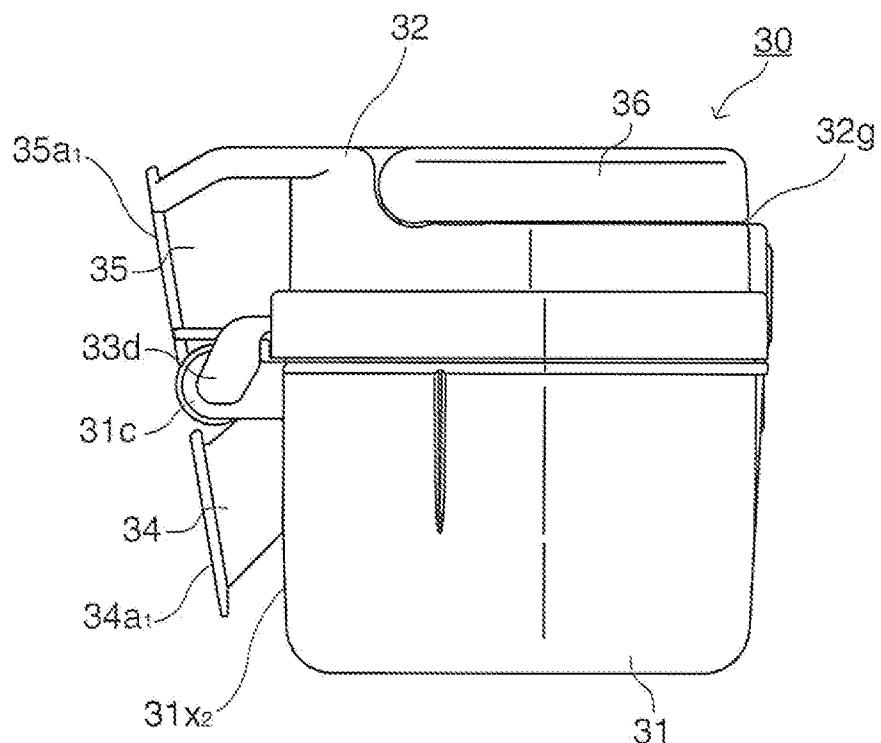
[図6]



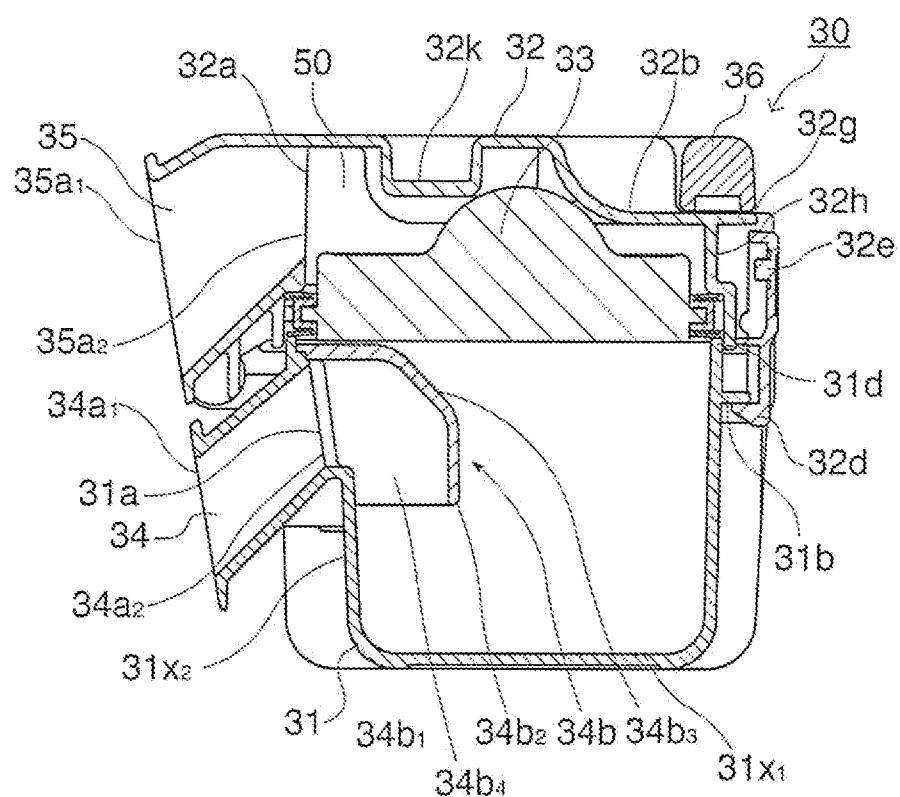
[図7]



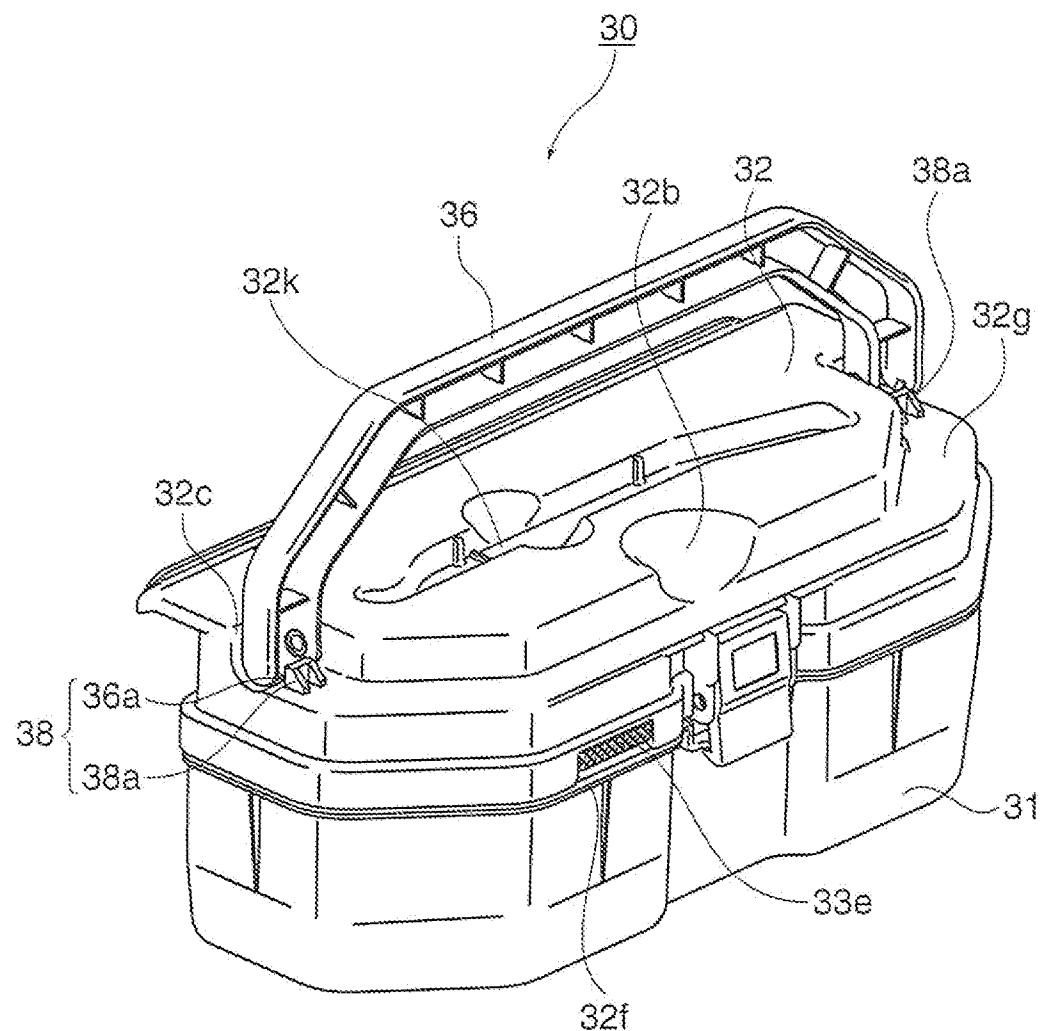
[図8]



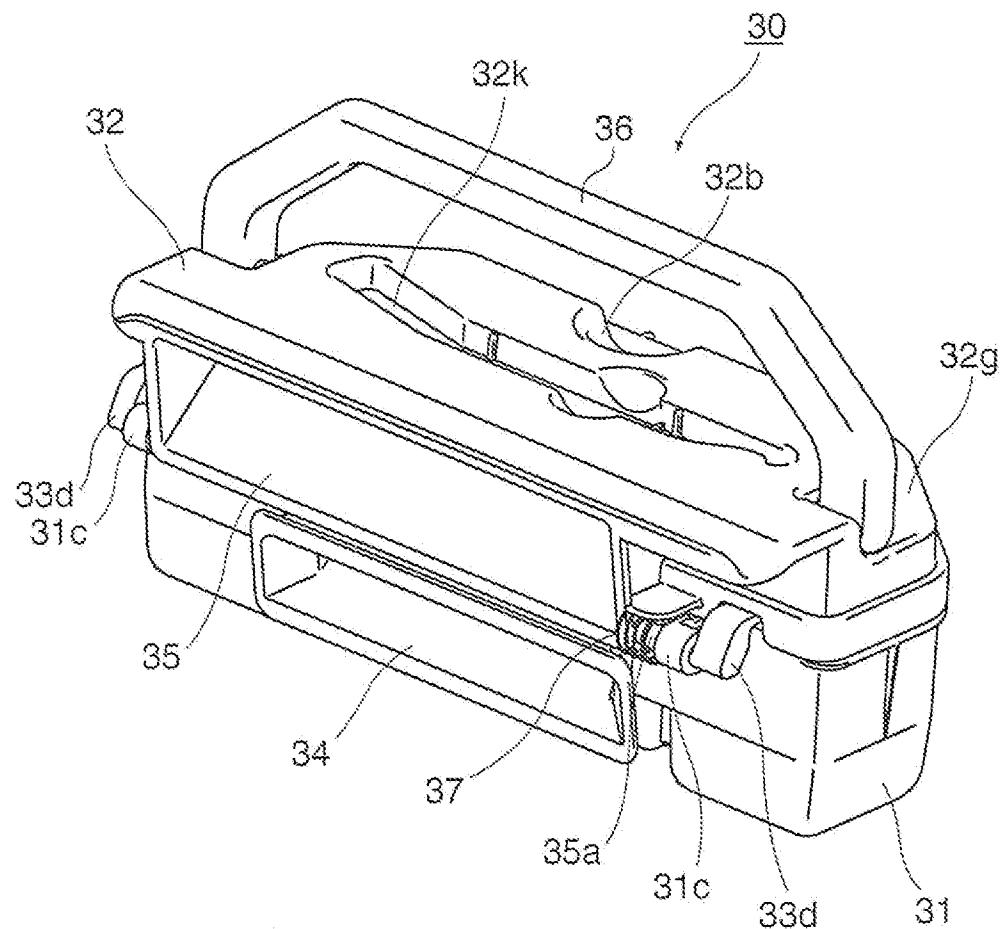
[図9]



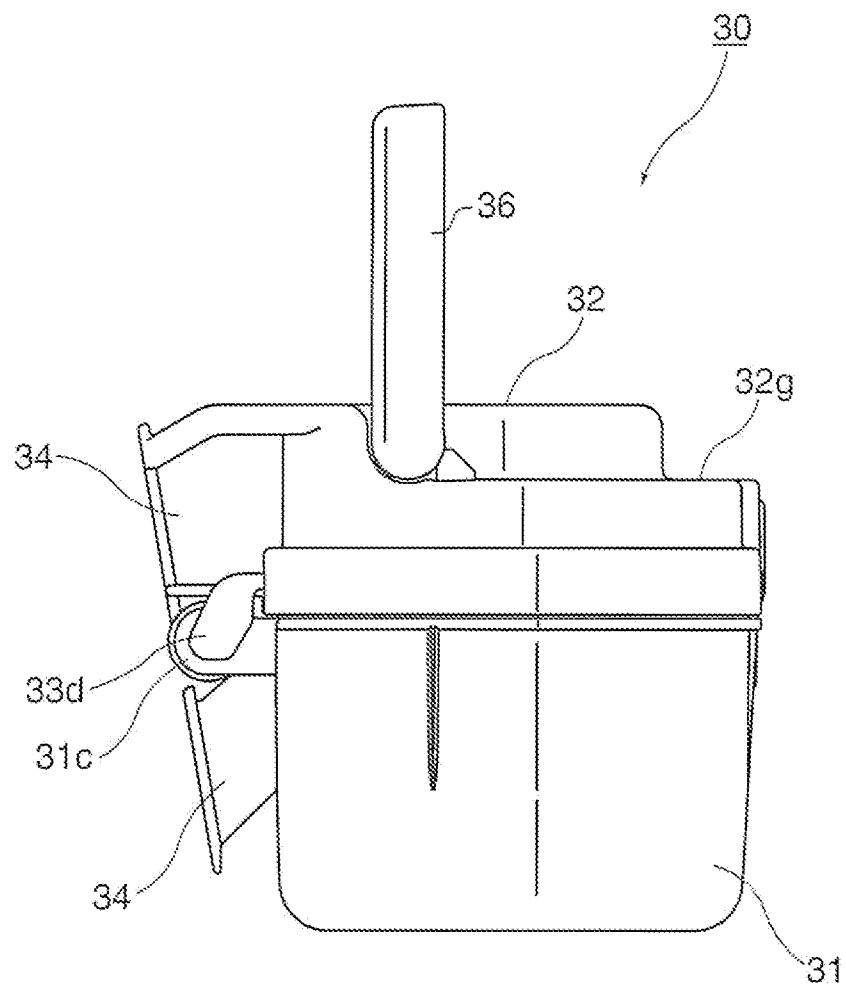
[図10]



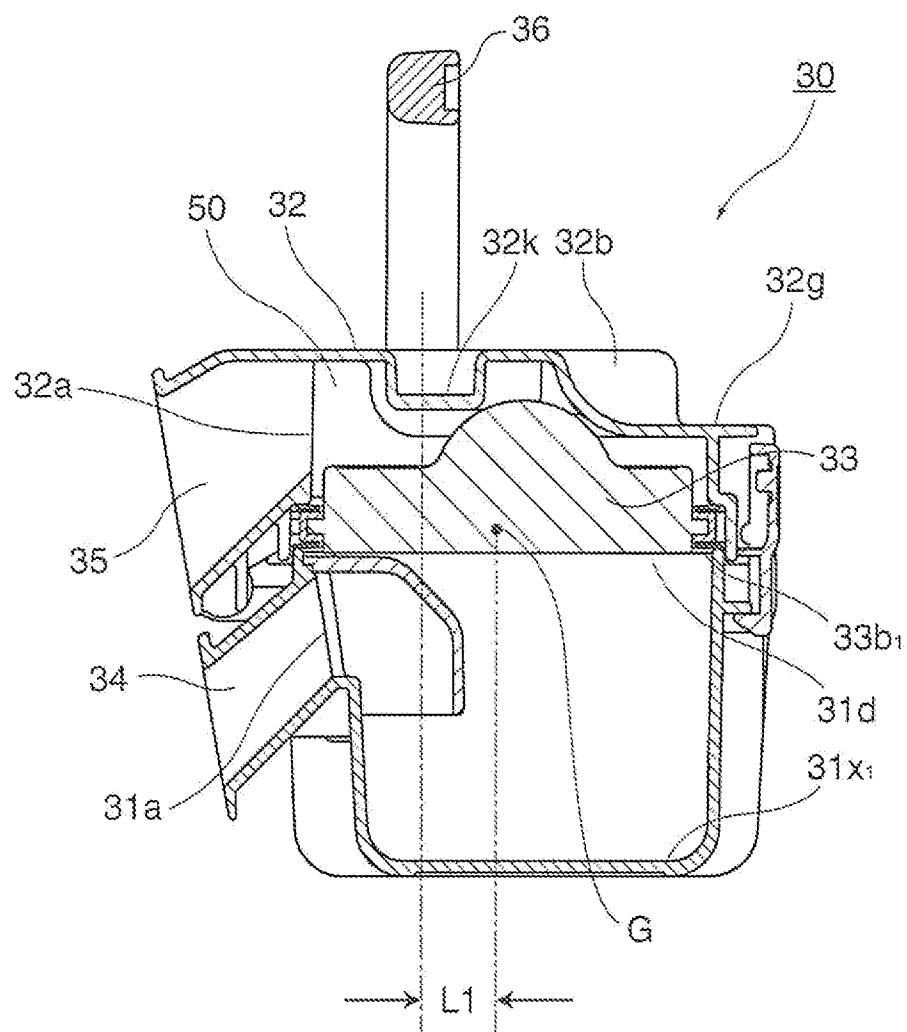
[図11]



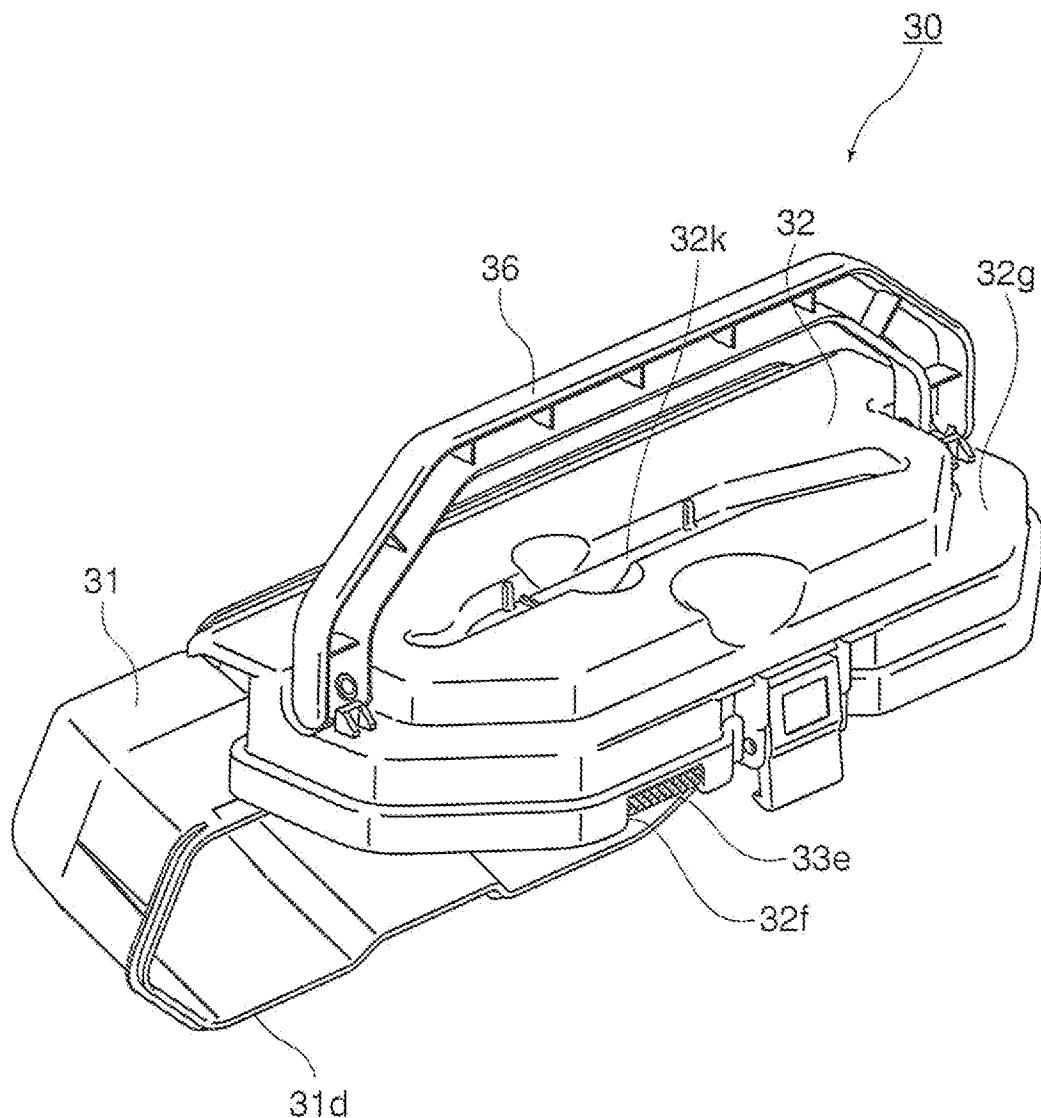
[図12]



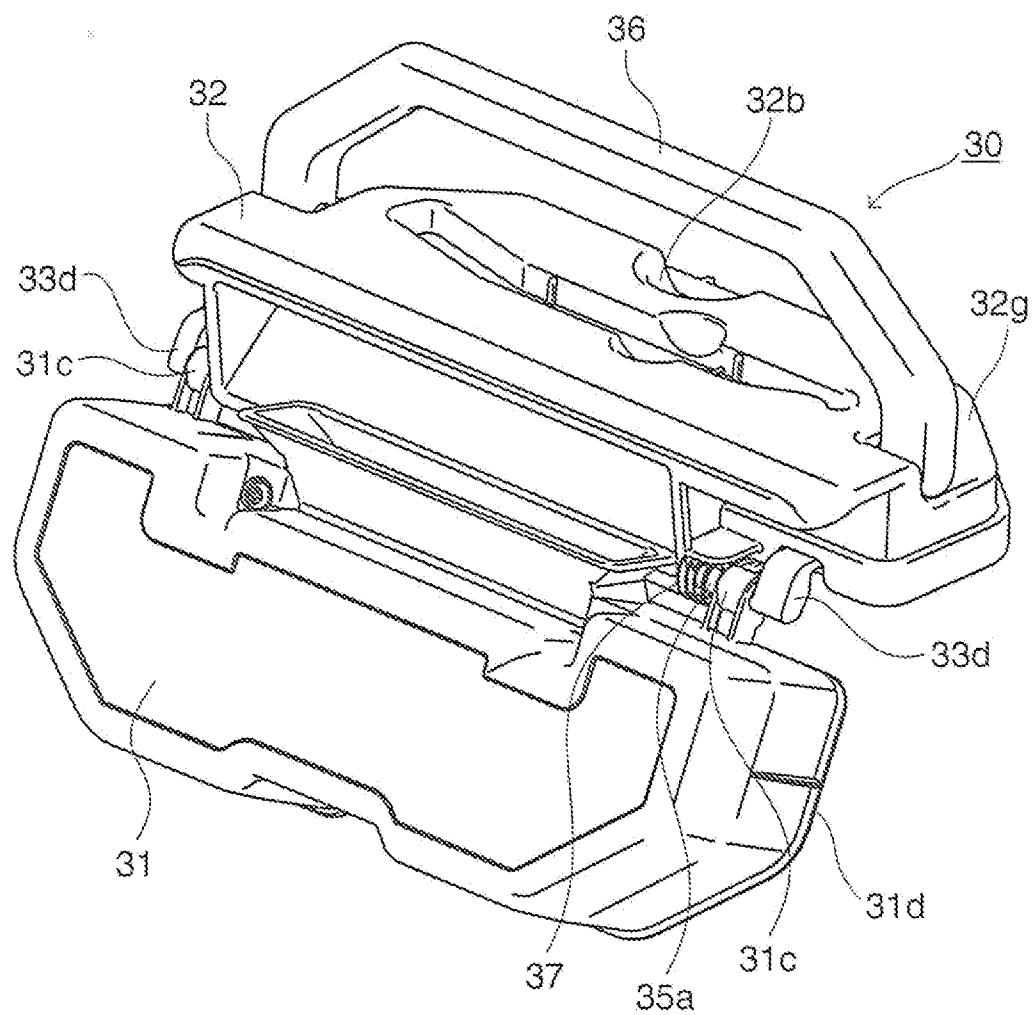
[図13]



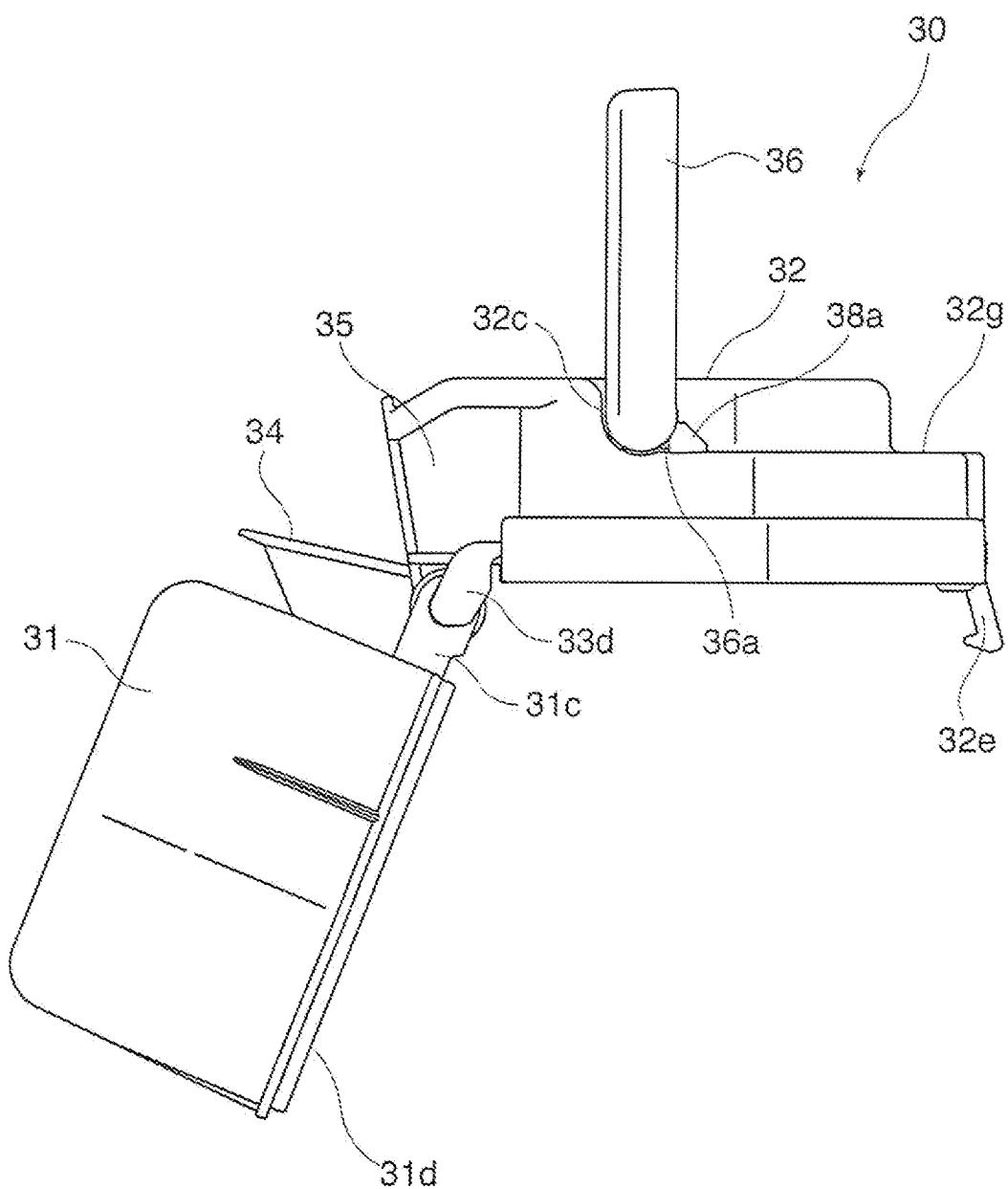
[図14]



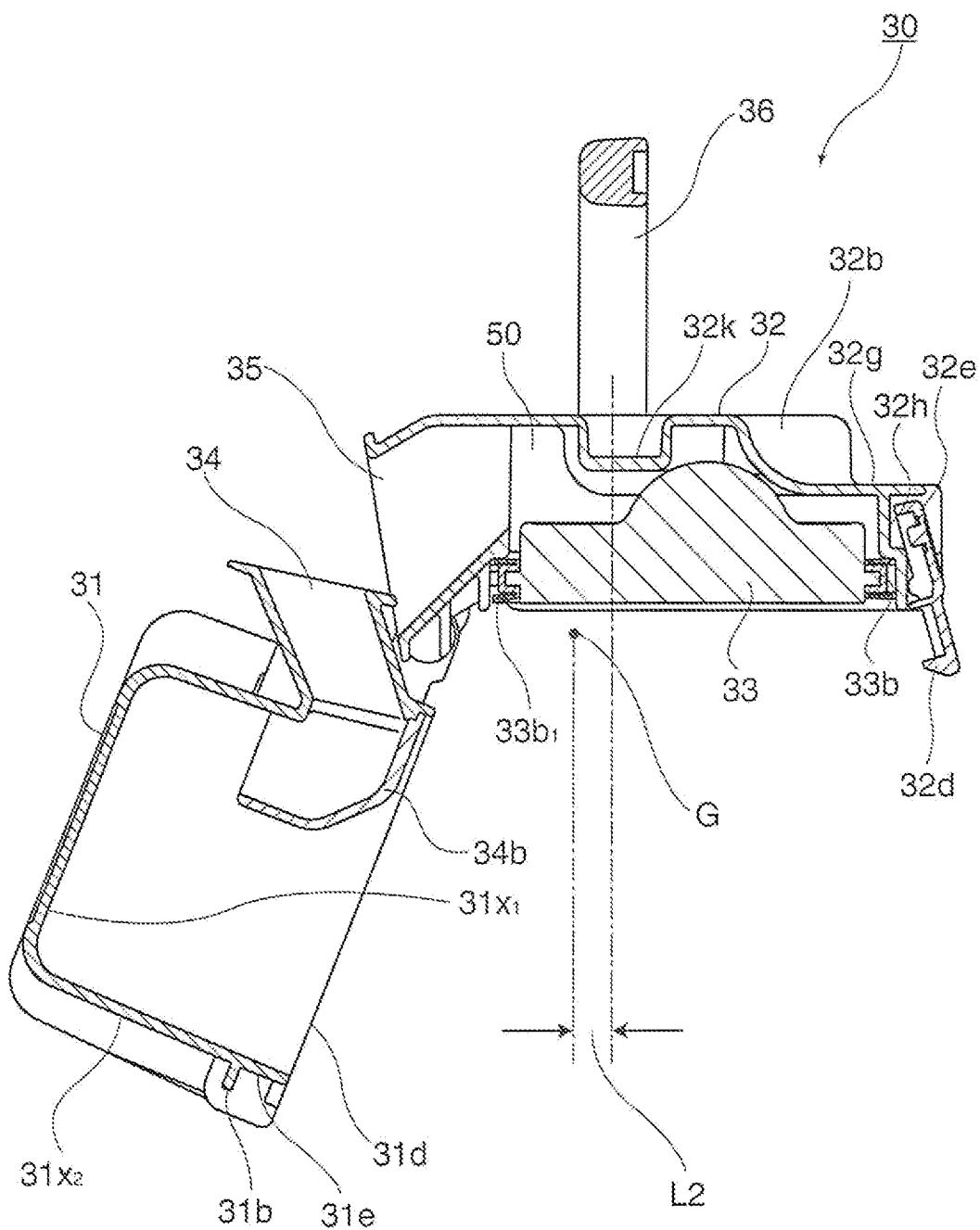
[図15]



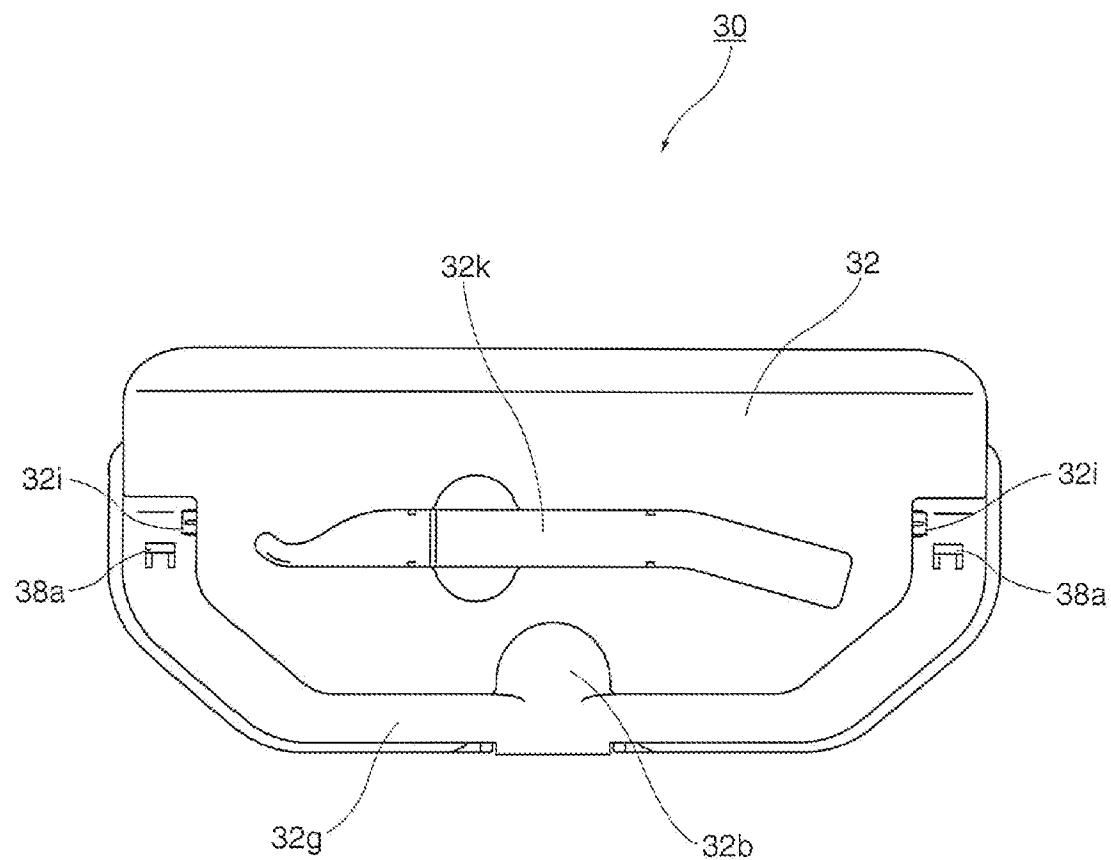
[図16]



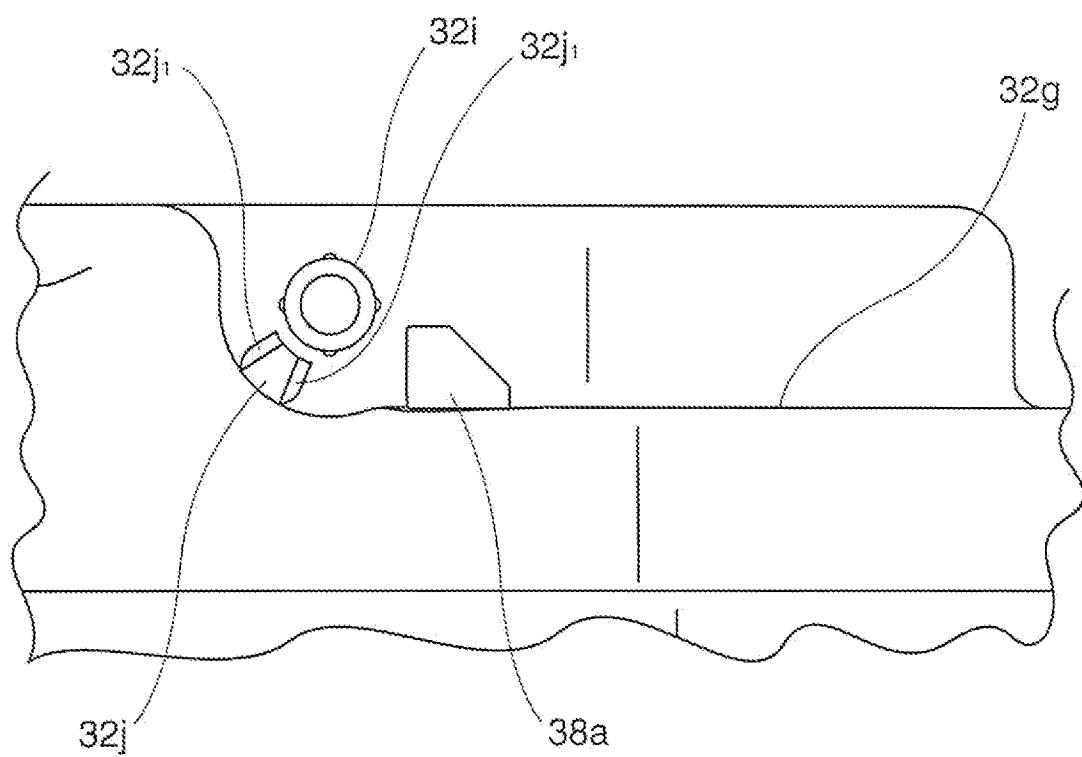
[図17]



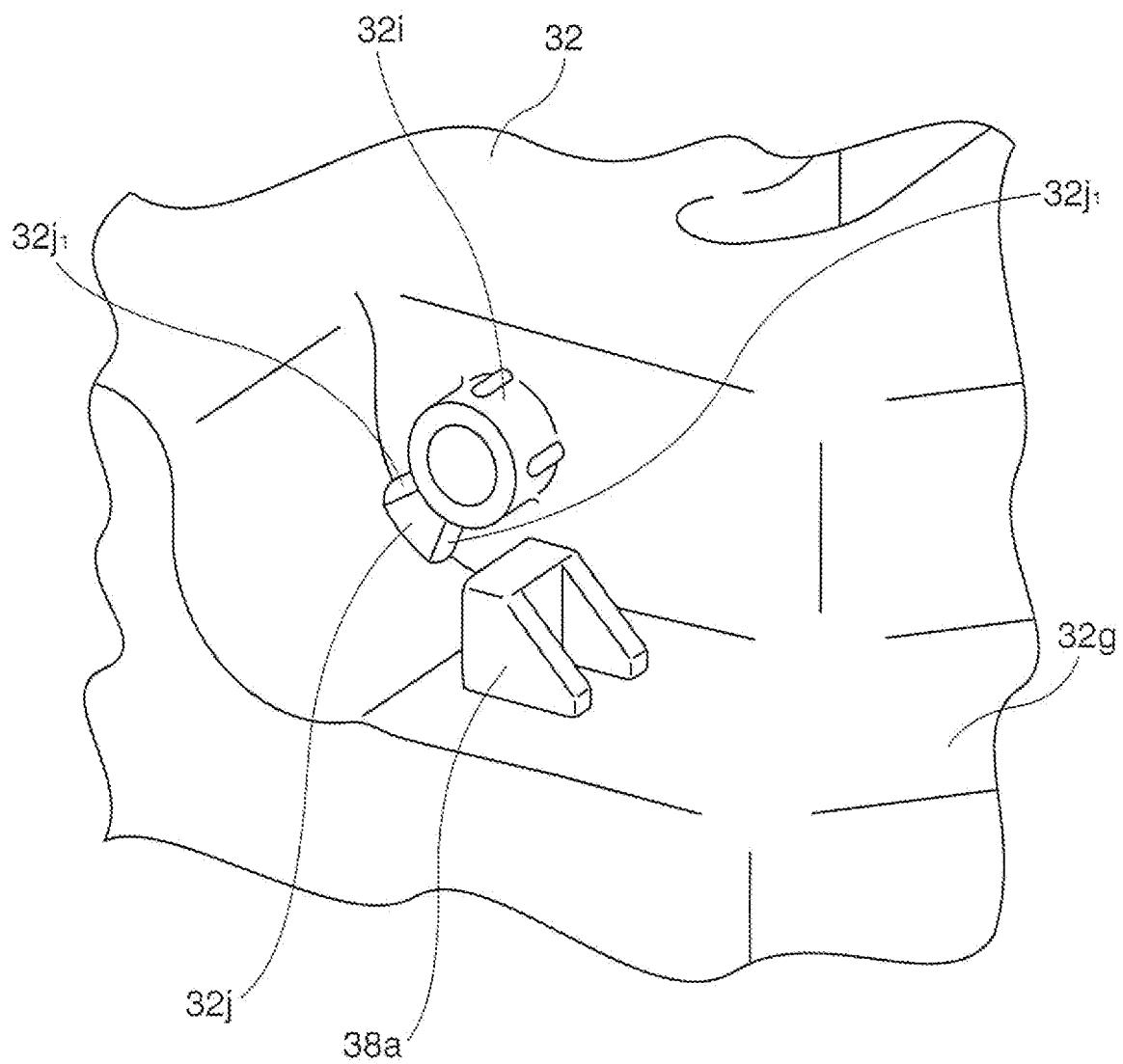
[図18]



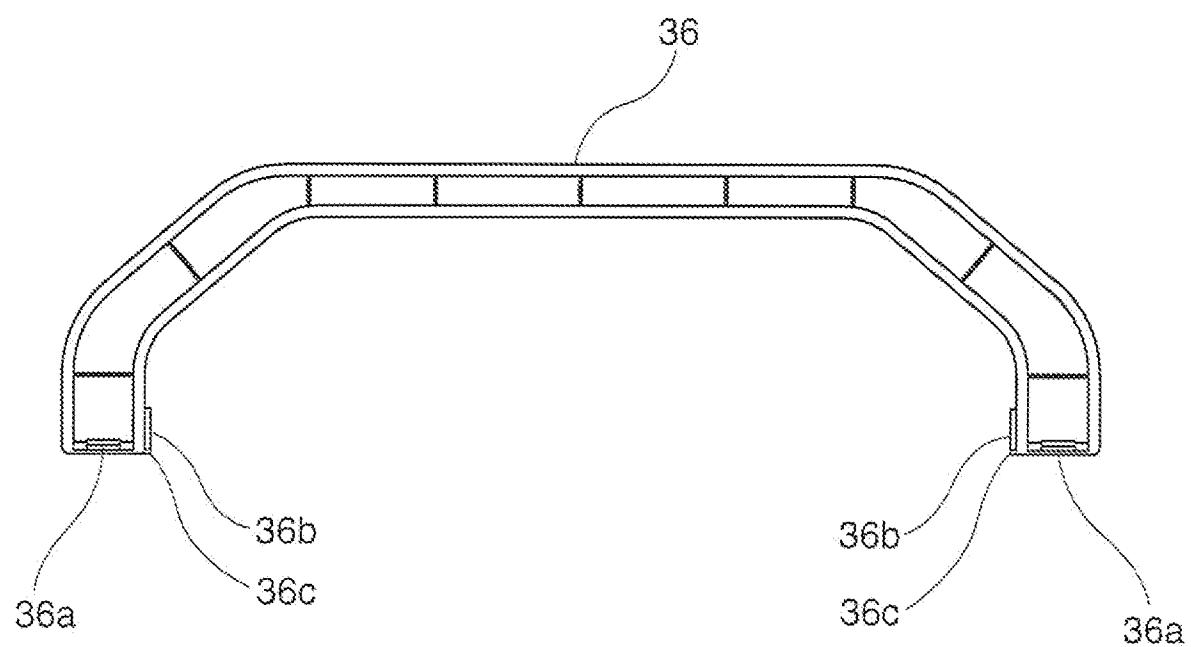
[図19]



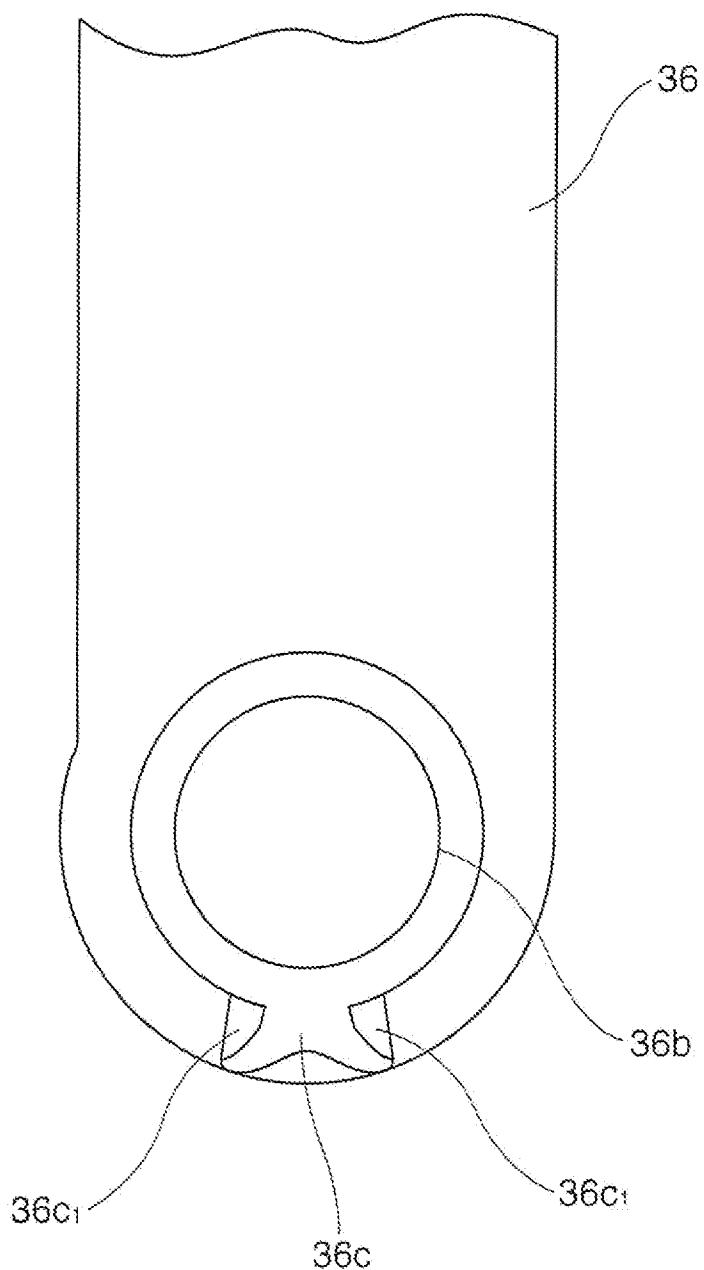
[図20]



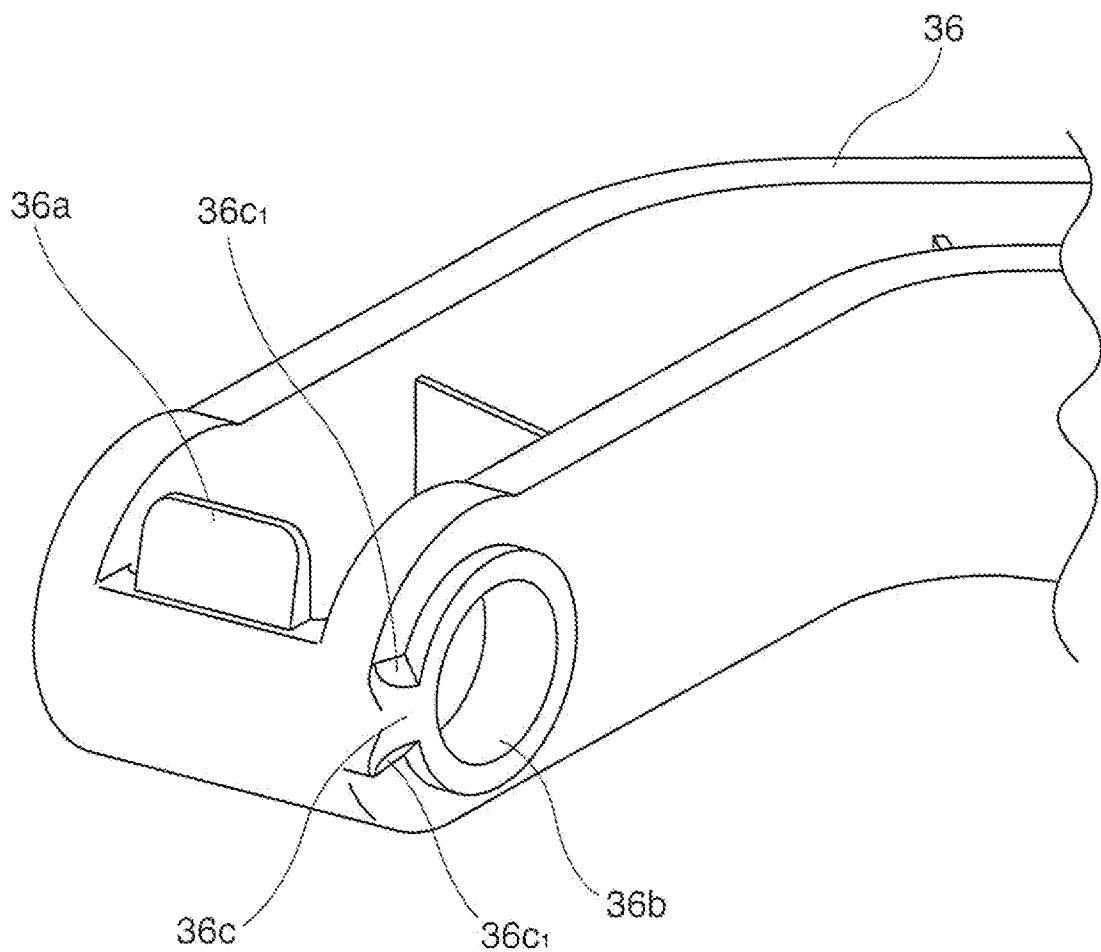
[図21]



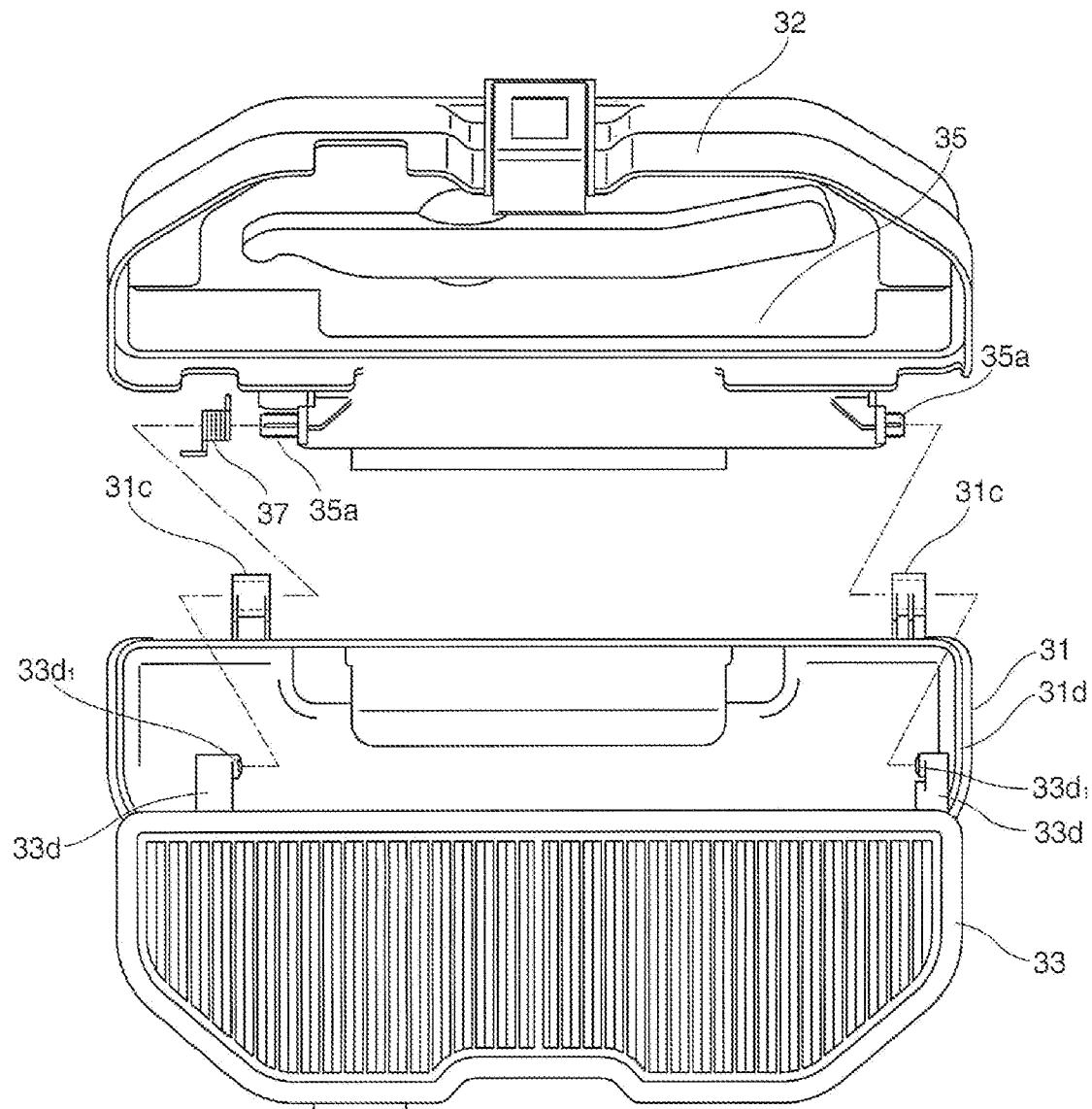
[図22]



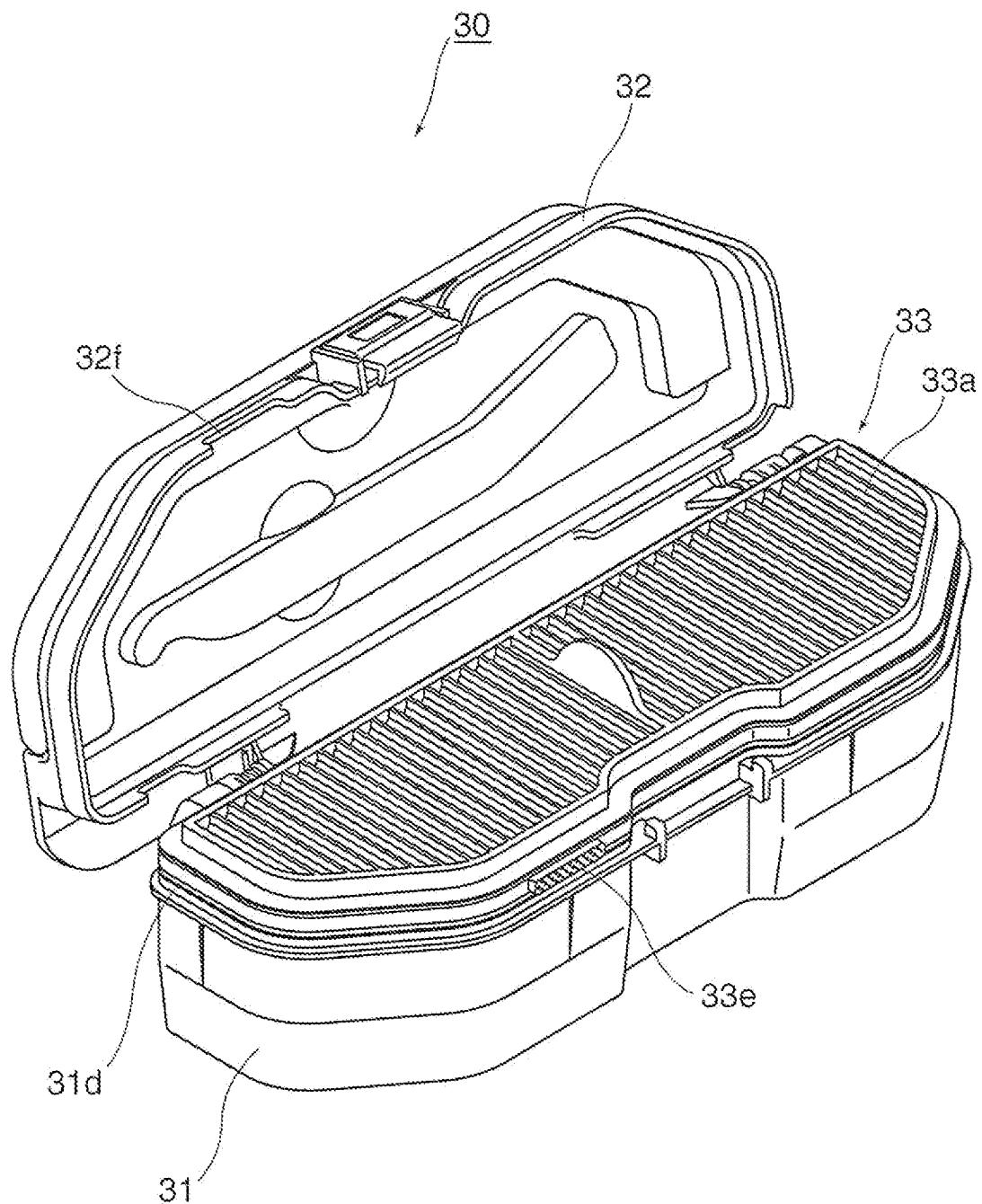
[図23]



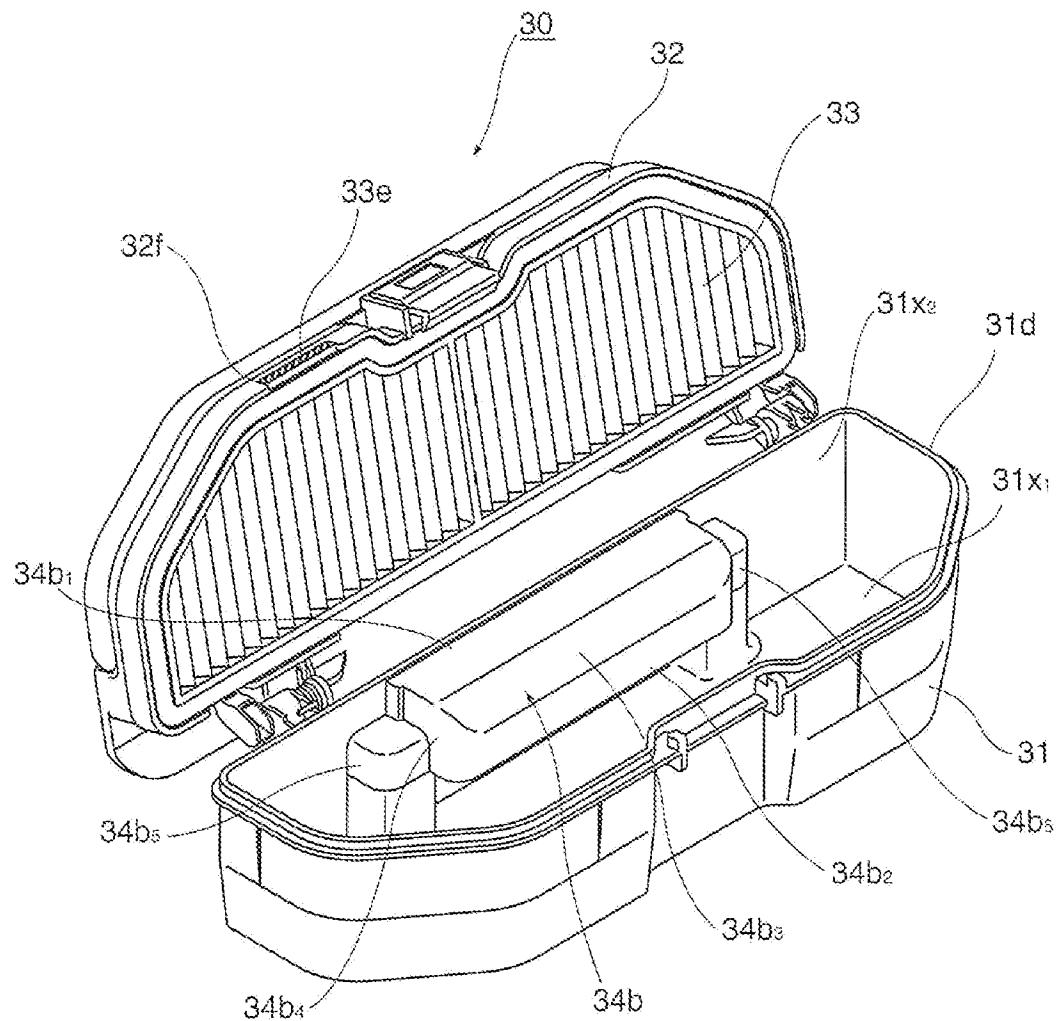
[図24]



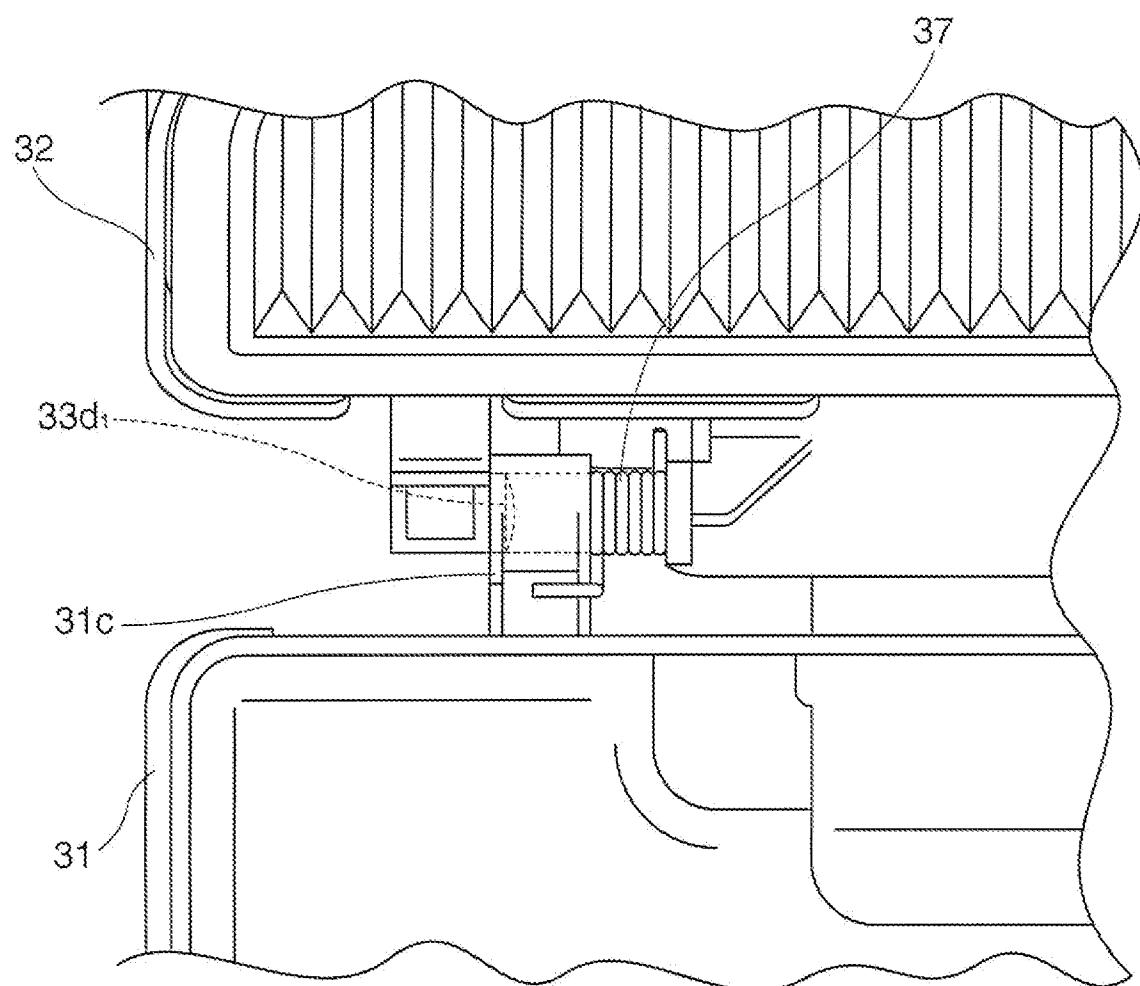
[図25]



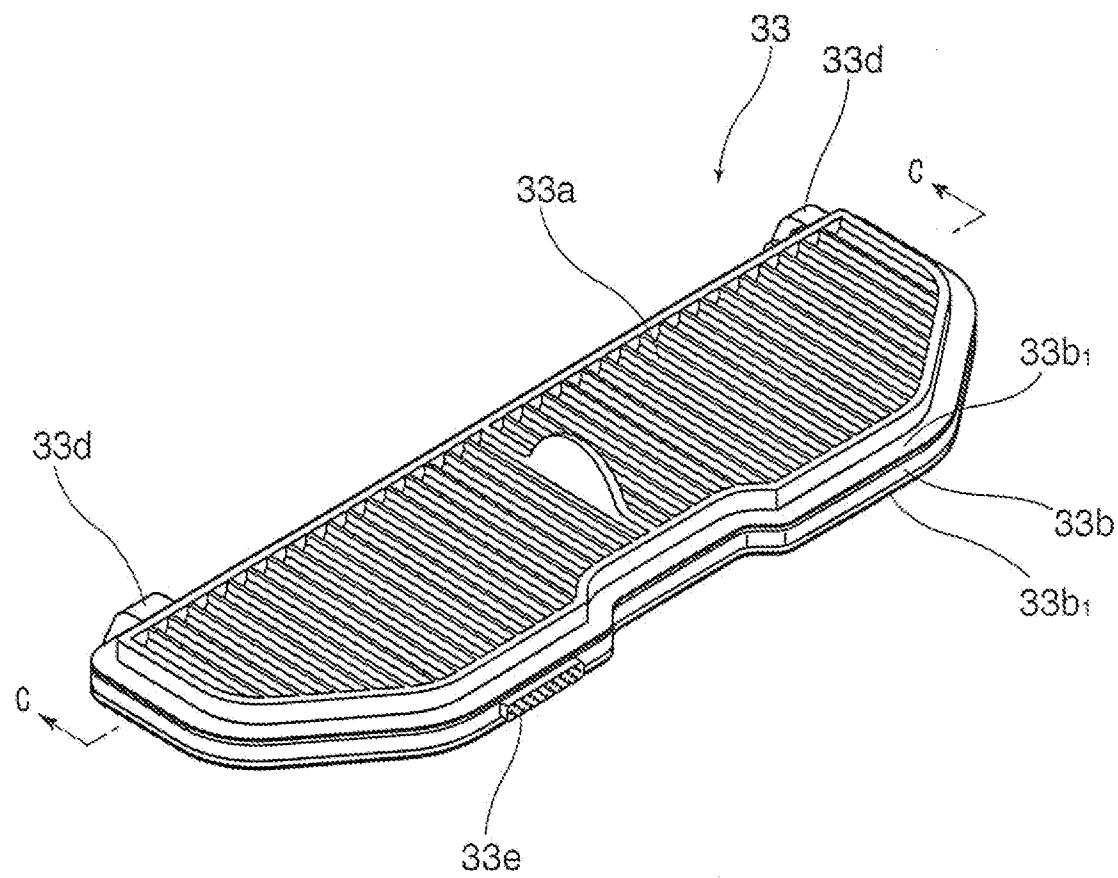
[図26]



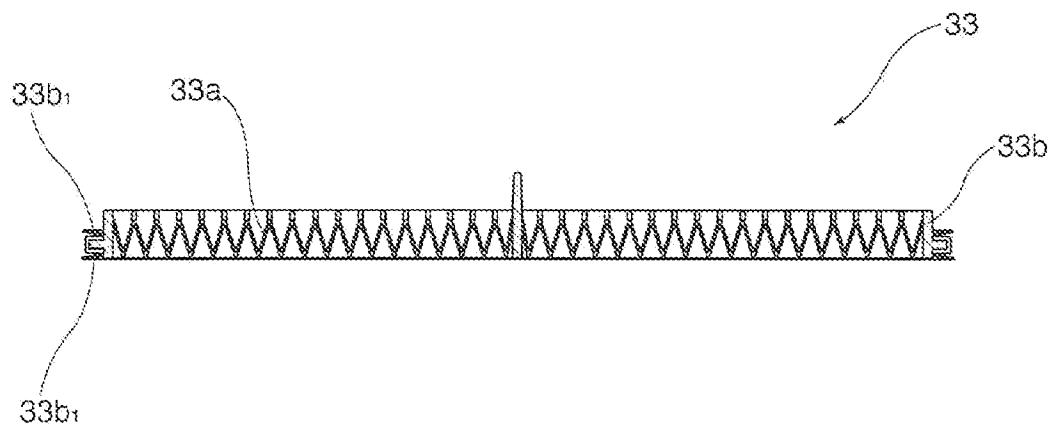
[図27]



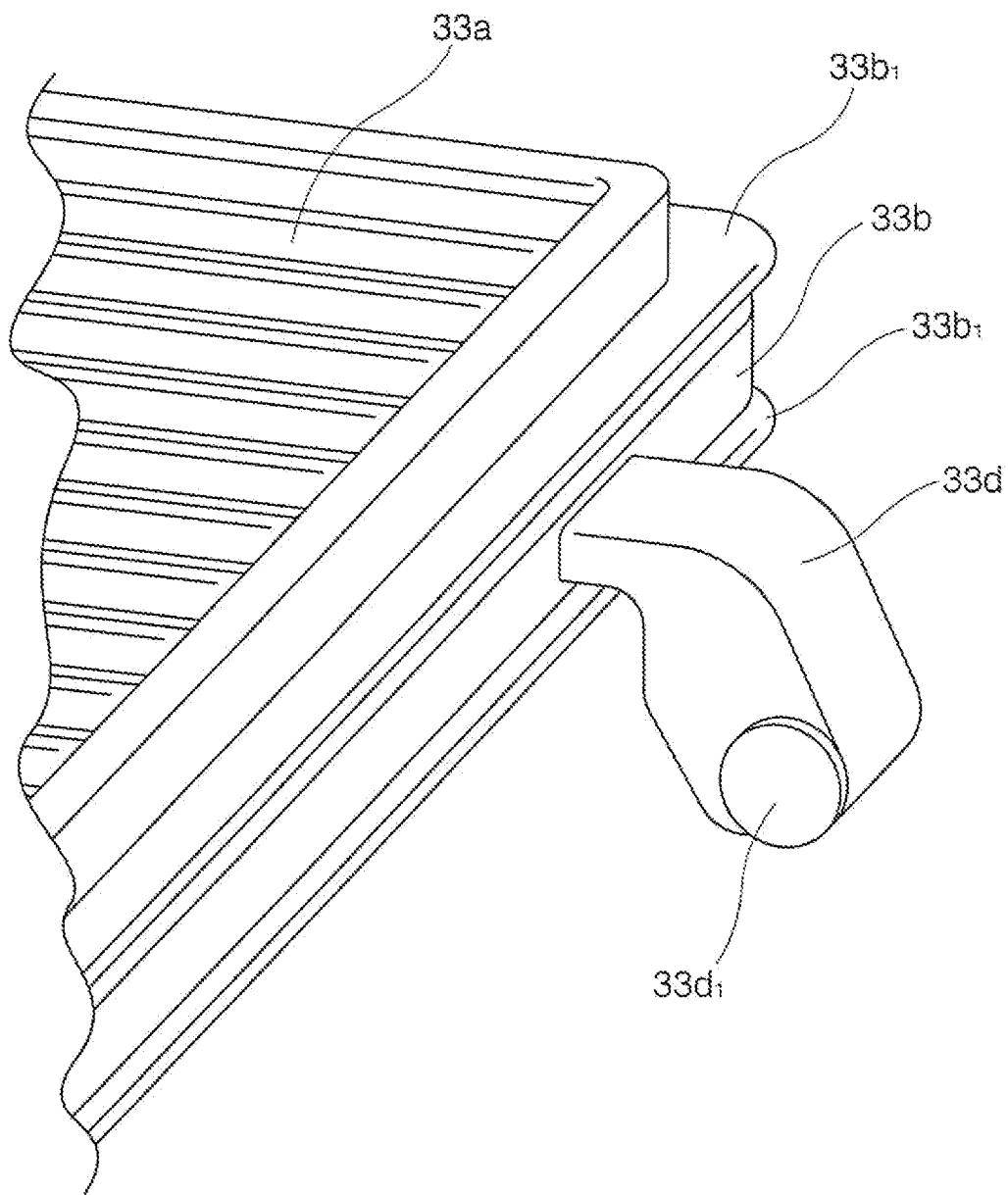
[図28]



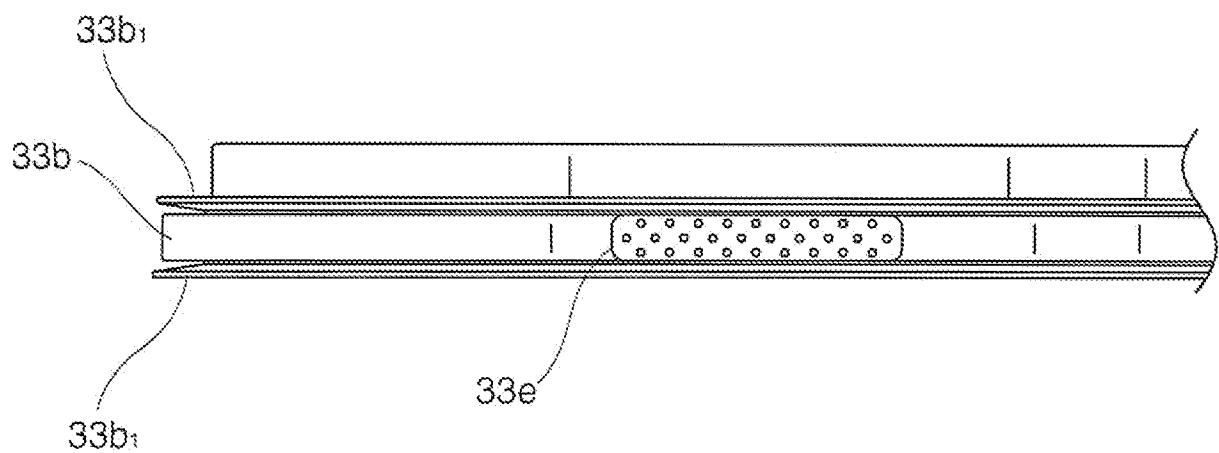
[図29]



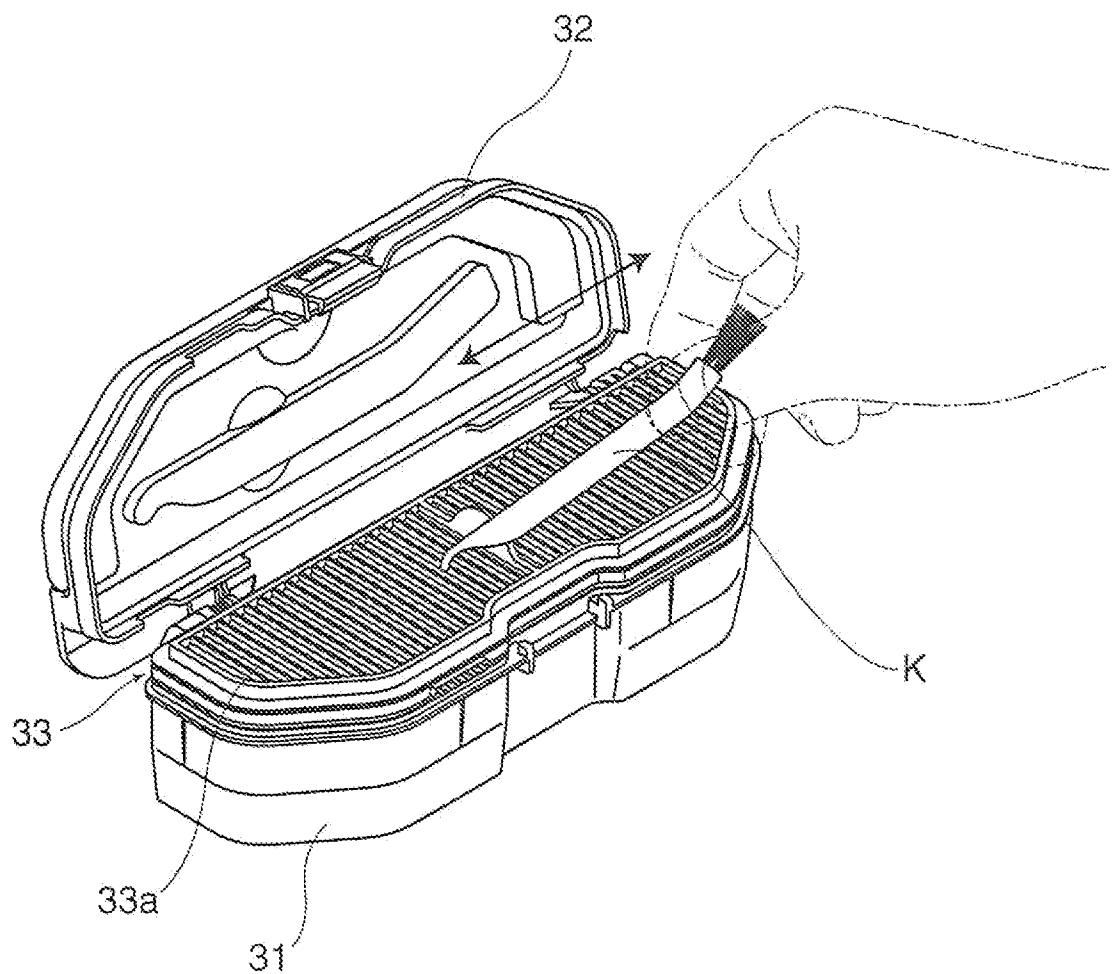
[図30]



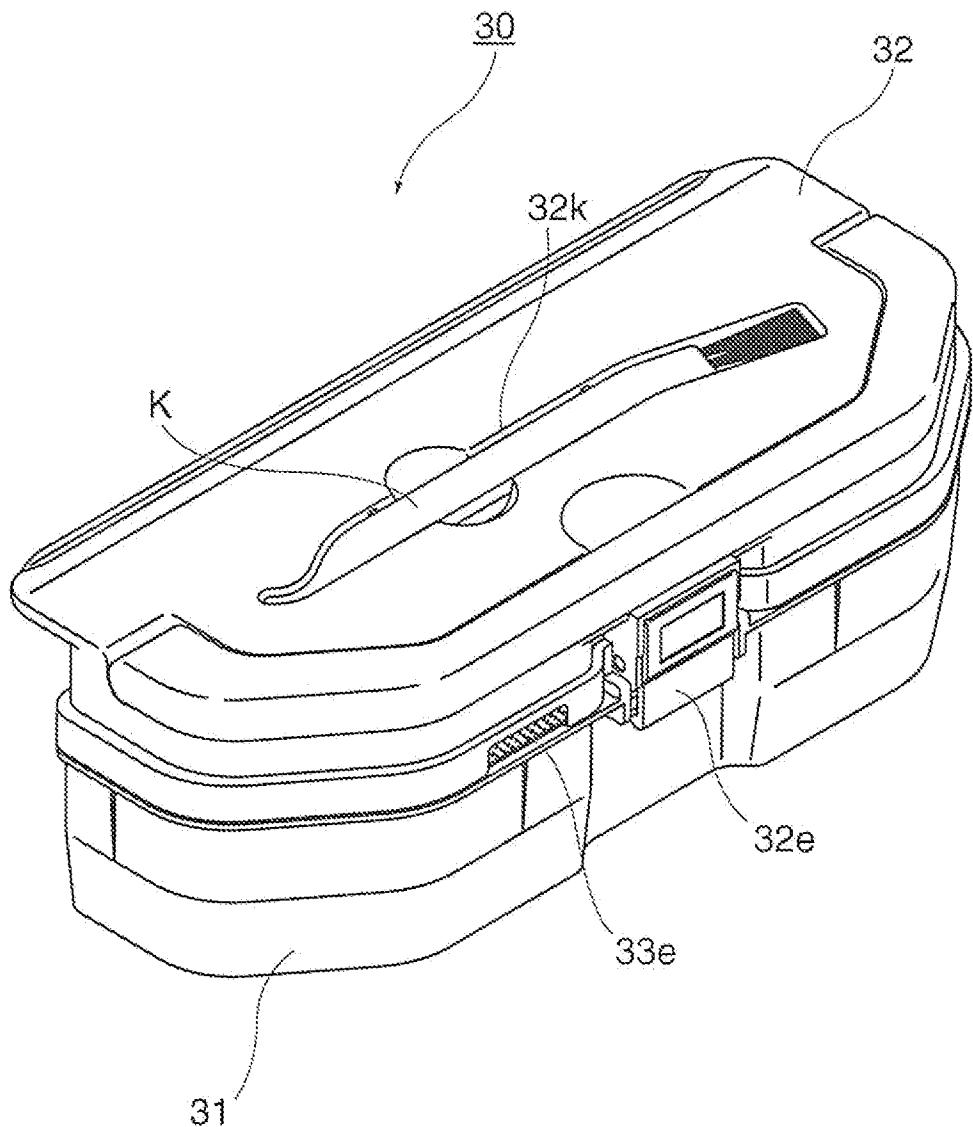
[図31]



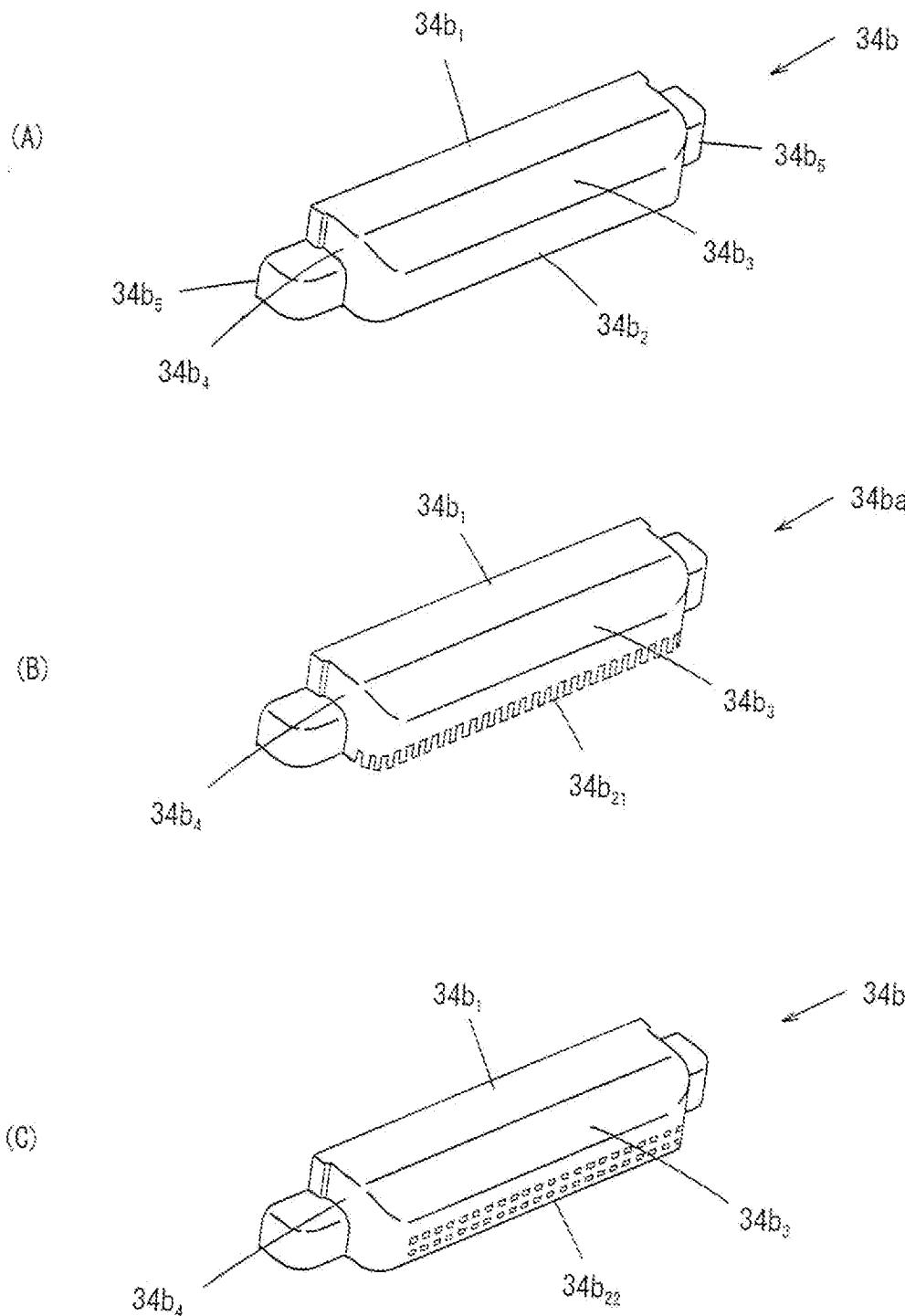
[図32]



[図33]



[図34]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2012/083512

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
A47L9/10(2006.01) i, A47L9/28(2006.01) i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
A47L9/10, A47L9/28

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched
 Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2013
 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2013 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2013

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2001-258807 A (Sharp Corp.), 25 September 2001 (25.09.2001), entire text; all drawings (Family: none)	1, 7-8
Y		2-3, 11-13
A		4-6, 9-10, 14-15
Y	JP 2008-11985 A (Sanyo Electric Co., Ltd.), 24 January 2008 (24.01.2008), entire text; all drawings (Family: none)	2-3
A		1, 4-15
Y	JP 2007-143666 A (Funai Electric Co., Ltd.), 14 June 2007 (14.06.2007), entire text; all drawings (Family: none)	11-13
A		1-10, 14-15

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	
"A"	document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
"E"	earlier application or patent but published on or after the international filing date
"L"	document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
"O"	document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
"P"	document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed
"T"	later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"X"	document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"Y"	document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"&"	document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
19 February, 2013 (19.02.13)

Date of mailing of the international search report
26 February, 2013 (26.02.13)

Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2012/083512

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2006-320455 A (Matsushita Electric Industrial Co., Ltd.), 30 November 2006 (30.11.2006), paragraph [0024]; fig. 5 & CN 1864618 A	14-15
A		1-13

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2012/083512

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

JP 2001-258807 A (Sharp Corp.), 25 September 2001 (25.09.2001), entire text; all drawings (Family: none) discloses the invention same as that of claim 1, and therefore, the invention of claim 1 cannot be considered to be novel in the light of the invention disclosed in the afore-said document and does not have a special technical feature.

Consequently, it is considered that the invention set forth in claim 2 is relevant to a special technical feature in the group comprising claims 1-3.

(Continued to extra sheet)

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2012/083512

Continuation of Box No.III of continuation of first sheet(2)

The invention of claim 2 is characterized in that "an introducing plate has a base end portion, a leading end portion, and an intermediate portion and that the intermediate portion has a shape that gradually guides an airflow, which has been guided to the inside of a dust collecting container, from an inflow port to a bottom portion". The invention of claim 4 is characterized in that "a packing member of a filter portion of the dust collecting container has a protruding portion and that a cover portion covering the filter portion and an opening of the dust collecting container has a cutout portion having the protruding portion exposed therefrom". Therefore, the inventions do not have one or more of the same or corresponding special technical features.

Further, the above-said opinion may be also applied between claim 2 and claims 7, 9, 11 and 14.

Accordingly, it is considered that the following six inventions are involved.

- (Invention 1) the group comprising claims 1-3
- (Invention 2) the group comprising claims 4-6
- (Invention 3) the group comprising claims 7-8
- (Invention 4) the group comprising claims 9-10
- (Invention 5) the group comprising claims 11-13
- (Invention 6) the group comprising claims 14-15

A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC))

Int.Cl. A47L9/10(2006.01)i, A47L9/28(2006.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC))

Int.Cl. A47L9/10, A47L9/28

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2013年
日本国実用新案登録公報	1996-2013年
日本国登録実用新案公報	1994-2013年

国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2001-258807 A (シャープ株式会社) 2001.09.25, 全文, 全図 (フ アミリーなし)	1, 7-8
Y		2-3, 11-13
A		4-6, 9-10, 14- 15
Y	JP 2008-11985 A (三洋電機株式会社) 2008.01.24, 全文, 全図 (フ アミリーなし)	2-3
A		1, 4-15

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

- 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献(理由を付す)
 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

- 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日 19. 02. 2013	国際調査報告の発送日 26. 02. 2013
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許序審査官(権限のある職員) 木戸 優華 電話番号 03-3581-1101 内線 3332 3K 3432

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y A	JP 2007-143666 A (船井電機株式会社) 2007. 06. 14, 全文, 全図 (フ アミリーなし)	11-13 1-10, 14-15
X A	JP 2006-320455 A (松下電器産業株式会社) 2006. 11. 30, 段落 【0024】、【図5】 & CN 1864618 A	14-15 1-13

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。
つまり、
2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるとこの国際調査機関は認めた。

JP 2001-258807 A (シャープ株式会社) 2001.09.25, 全文, 全図 (ファミリーなし)には、請求項1に係る発明と同一のものが記載されており、請求項1に係る発明は、上記文献に記載された発明に対して新規性が認められず、特別な技術的特徴を有しない。してみると、請求項2に記載された発明が、請求項1-3からなる群における特別な技術的特徴であると認められる。ここで、請求項2に記載された発明は、「導入板が基端部と先端部と中間部とを有し、中間部は流入口から集塵容器内に案内された気流を徐々に底部へ案内する形状である」ことを特徴とするものであり、請求項4に記載された発明は、「集塵容器のフィルタ部のパッキン部材は凸部を有し、フィルタ部と集塵容器の開口部とを覆うカバー部には、凸部を露出させる切欠き部を有する」ことを特徴とするものであるから、両者は、一以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴を有さない。また、請求項2と、請求項7、9、11、14との間にについても同様である。したがって、以下の示す6つの発明が含まれるものと認められる。(発明1) 請求項1-3からなる群 (発明2) 請求項4-6からなる群 (発明3) 請求項7-8からなる群 (発明4) 請求項9-10からなる群 (発明5) 請求項11-13からなる群 (発明6) 請求項14-15からなる群

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。